

年金記録回復基準等の通知の例

項番	年 月 日	文 書 名
1	平成20年2月8日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
2	平成20年4月25日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について
3	平成20年4月28日	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部改正について(通知)
4	平成20年9月19日	あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について
5	平成20年12月25日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について
6	平成20年12月25日	「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」の一部改正について
7	平成21年5月1日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)
8	平成21年8月7日	第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)
9	平成21年8月7日	第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)
10	平成21年12月10日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での回復について
11	平成21年12月25日	厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について
12	平成21年12月25日	国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について
13	平成22年3月30日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
14	平成22年4月12日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
15	平成22年4月12日	特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱い(年金額仮計算書の様式変更等)(諸規程によらない定め)
16	平成22年4月30日	厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について
17	平成22年4月30日	脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)
18	平成22年9月30日	災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について
19	平成22年9月30日	災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準(諸規定によらない定め)
20	平成23年7月8日	正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に係る任意加入申出の取扱いについて

※ 年金記録回復委員会は平成21年10月から開催されており、項番10以降の通知は同委員会で議題となったものである。

平成20年2月8日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

社会保険業務センター総務部長
(公印省略)

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

「ねんきん特別便」の実施に伴う、未統合記録の確認に当たって、記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについては、下記によることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 趣旨

「ねんきん特別便」の送付を開始したことに伴い、今後、社会保険事務所（社会保険事務局事務室を含む。以下同じ。）においては、年金加入記録照会票及び確認はがき（以下「照会票」という。）による記録照会の申請が増加することが見込まれるところである。

記録を訂正することにより、現在受給している年金の額に影響する方もあることから、その具体的な取扱いに関しては以下によることとする。

2 基本的な対応方針

(1) 受給権が未だ発生していない者（受給開始年齢に達していない者）の場合

新たに判明した記録が本人のものと特定された場合は、記録の統合に関する所定の手続きを行い、今後、整備後の記録に基づき年金が裁定されるものであること。

なお、本人に対し、過去に年金額の試算を行ったことがある場合は、照会票に基づく記録整備に伴い試算額に変更が生じることを伝え、本人が希望する場合は整備後の記録に基づく試算を行い、説明を行うこと。（試算を行った場合は、必ず試算結果のハードコピーを本人に渡すこと。）

(2) 受給権者の場合

新たに判明した記録が本人のものと特定される場合は、当該記録を含めた年金の再裁定を行うことが必要となるが、その際には本人が署名（押印）した文書による年金の再裁定の申出書の提出を受けて、再裁定を行うこと。

また、再裁定により年金の過払いが生じる場合には、再裁定の申出書の提出を受け、これに併せて十分に説明の上、本人が署名（押印）した返還方法に係る申出書の提出を受け、これに基づき返還を求めること。

3 年金受給権者であって年金額への影響がある方への具体的な対応

年金受給権者については、年金記録の統合により年金額に影響があることから、具体的には以下により対応するものとする。

(1) 「ねんきん特別便」を受け取った年金受給権者から社会保険事務所へ照会票の提出があった場合は、本人からの聴き取り等を行い、記録の調査・確認を行うこと。

(2) 上記（1）により、本人のものと特定される年金記録が判明した場合であって、記録統合に伴い年金が減額となることが予想される場合は、必ず年金見込額の試算及び記録統合に伴う受給権の有無の確認を行うこと。また、年金が増額となる場合であっても、本人が希望するときには、年金見込額の試算を行うこと。

(3) 年金見込額試算を行った結果について、とりわけ、当該年金が減額となる場合には、減額となる理由、金額、既に受給されている年金について最大5年前まで遡ってお返ししていただく旨、懇切丁寧に説明すること。

(4) 本人のものと特定される年金記録については、記録の統合を行い、年金の再裁定手続を行う必要があることから、年金額が増額となるか減額となるかを問わず、「申出書」（別紙1）に必要事項を記載し、本人に記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明の上、当該申出書に署名（押印）していただくこと。

なお、本通知の発出前に既に記録統合を行った者については、改めて本人から「申出書」の提出を求めることは要しないこと。

(5) 上記(4)の「申出書」の提出に当たり、年金額が減額となる方については、必ず過払い分の返還についても理解を得た上で署名(押印)していただき、また、「申出書」と併せて「返納方法申出書」(別紙2「年金相談マニュアル本編(文書)」より抜粋)も提出いただくこと。

(6) 上記(4)及び(5)により提出いただいた「申出書」、「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類を、「年金に係る裁定の再調査及び訂正について(様式第127号【被保険者記録訂正用】)」(別紙3)に添付して、社会保険業務センターへ進達すること。

(7) 上記(6)において社会保険業務センターへ進達した書類のうち、「申出書」、「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類については、必ず本人にコピーを渡すこと。

4 その他

本通知の記2及び3に記載する対応については、「厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録に係る照会マニュアル」(平成19年4月6日付け事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について(その5)」)における記録訂正においても同様とすること。

申 出 書

現在、あなた様が受給されている 年金について、当初裁定請求の際の年金加入期間に訂正（追加・取消）が必要であることが判明したことから、以下のとおり年金記録を訂正することにより、年金額が変更となります。

【申出者の記録※】

氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
基礎年金番号			
年金証書記号番号			
上記以外の手帳記号番号			

【年金記録の訂正内容※】

追加期間	制 度	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合			
	期 間	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月
		昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月
取消期間	制 度	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合			
	期 間	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月
		昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月	昭・平 年 月 ～ 年 月

【年金額試算結果※】（試算を行った場合のみ記載すること。）

変更前	円	変更後	円
-----	---	-----	---

※上記の欄はいずれも社会保険事務所において記載すること。

上記内容について説明を受け確認したので、年金記録の訂正及び年金額の変更について承知した上で、現在受給している年金の再裁定手続きを申し出ます。

平成 年 月 日

郵便番号 -

住 所

フリガナ
氏 名

印

電話番号 ()

社会保険庁長官 殿

*本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。

返 納 方 法 申 出 書

基礎年金番号								年金コード			

返納方法については下記の方法を希望します。

1 今後支払われる年金で返済する場合

ア、各期に支払われる年金の全額（返納額が全額に満たない場合はその額）を返済に充てることを希望する。

イ、各期に支払われる年金の（ 2・3・4・5・6・7・8・9・10 ）分の1に相当する額を返済に充てることを希望する。

（注）（ ）内のいずれか1つの数字に○印を付してください。

（例）各期に支払われる金額（2ヵ月分）が10万円の場合

	各期支払額	返済に充てる額	差引き各期支払額
3分の1を希望された場合	100,000 円	33,333 円	66,667 円
5分の1を希望された場合	100,000 円	20,000 円	80,000 円

* なお、年金から介護保険料、所得税を徴収されている方は、『差引き各期支払額』から、これらを引いた後の額が実際の支払額となります。

2 現金で返済する場合（別途社会保険業務センターより納付書を送付いたします。）

ウ、現金による一括返納を希望する。

エ、現金による分割返納を希望する。

・納付開始年月：平成 年 月から

・毎月の納付金額： 円

※ 誠に恐れ入りますが、上記ア～エのいずれかに○印を付し、必要事項をご記入いただいた上で、次の氏名、住所、生年月日、電話番号をご記入願います。

平成 年 月 日

受給権者 氏 名 ⑤

住 所

生年月日（明治・大正・昭和） 年 月 日

電話番号

第 号
平成 年 月 日

社会保険業務センター所長 殿

○○○○○○○○○○○○○○長
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険・船員保険
裁定の再調査及び訂正について

年金に係る

下記の年金受給権者に係る年金裁定について、被保険者記録の変更又は生年月日の変更が生じたため、裁定の変更が必要と認められますので報告いたします。

受給権者	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日 (訂 正 前)	明・大・昭・平 年 月 日
	基礎年金番号 ・年金コード	申出受付(判明)年月日	平成 年 月 日
		年金証書の要否	1. 否
配偶者の基礎年金 番号・年金コード	被保険者の 基礎年金番号		

【報告事項】※該当する項番を○印で囲んで、報告内容を記入してください。

- 受給権発生前の被保険者期間の追加【制度： 厚年・国年・船保・共済】
 年 月～ 年 月 / 年 月～ 年 月
 年 月～ 年 月 / 年 月～ 年 月
- 受給権発生前の被保険者期間の削除【制度： 厚年・国年・船保・共済】
 年 月～ 年 月 / 年 月～ 年 月
 年 月～ 年 月 / 年 月～ 年 月
- 受給権発生前の被保険者期間の訂正【制度： 厚年・国年・船保・共済】
 (訂正前) 年 月 日～ 年 月 日→(訂正後) 年 月 日～ 年 月 日
 (訂正前) 年 月 日～ 年 月 日→(訂正後) 年 月 日～ 年 月 日
- 受給権発生前の標準報酬月額等の訂正
 (訂正前) 年 月 [標報・賞与： 千円]→(訂正後) 年 月 [標報・賞与： 千円]
 (訂正前) 年 月 [標報・賞与： 千円]→(訂正後) 年 月 [標報・賞与： 千円]
 (訂正前) 年 月 [標報・賞与： 千円]→(訂正後) 年 月 [標報・賞与： 千円]
- 国民年金納付記録の訂正
 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納] → 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納]
 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納] → 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納]
 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納] → 年 月～ 年 月 [納付・免除・未納]
- 受給権者の生年月日又は性別(種別)の訂正
 (訂正後の生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日 / (訂正前後の性別(種別)) →
- 受給権発生年月日の訂正
 (訂正前) 年 月 日→(訂正後) 年 月 日

【添付書類】※該当する記号を○で囲んでください。 ア. 経過書・申立書・時効に係る申立書 等 イ. 裁定請求書の写し ウ. 返納方法申出書 エ. 戸籍の謄(抄)本・住民票 オ. その他	【特記事項】※詳細な報告内容を記入してください。 ◆年金証書について ア. 回収済 イ. 後日回収予定 ウ. 回収不可(紛失のため) エ. 回収不可(担保設定者のため) ◆年金時効特例給付の支払の有無 [有] ◆その他
--	--

【チェック項目】※速達前に再度チェックしてください。

☐ 期間重複の補正は行なっているか。

☐ 配偶者基礎年金番号の記入もれはないか。
(受給権発生時点で加対者がいる場合)

担当者氏名

平成 20 年 4 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長

(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについては、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成 20 年 2 月 8 日付け庁文発第 0208001 号通知。以下「当初通知」という。)により通知しているところであるが、今般、年金受給権者への対応に関する一層のサービス向上等について、国会等における強い要請があったことから、その取扱いの一部を下記のとおり変更することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 年金受給権者に対する年金見込額の試算について

当初通知の記 3 (2) において、記録訂正に伴い年金が減額となることが予想される場合、又は年金が増額となる場合であって本人が希望するときには、年金見込額の試算を行うこととしていたところであるが、今後は、年金額が増額となるか減額となるかを問わず、本人のものと特定される年金記録が判明した場合は、すべての年金受給権者について、必ず年金見込額の試算を行うこと。

なお、年金加入年数が 25 年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、年金見込額の試算を行うこと。

2 申出書の見直しについて

当初通知の別紙1「申出書」の様式を、別添のとおり改めたので、上記1により年金見込額の試算を行った際には、別添の「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」に必要事項を記載し、必ず担当者の社会保険事務所（地方社会保険事務局事務室を含む。）の名称、氏名、連絡先を記載、押印（担当者名が付された決裁用スタンプ等による代用も可）した上で本人に提示し、記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明を行い、「年金再裁定申出書」欄に署名（押印）していただくとともに、当該「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」をコピーし試算結果のハードコピーを添付した上で、必ず本人に交付すること。

なお、年金加入年数が25年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、当該「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」の「記録訂正により年金受給権に必要な加入期間を満たすこととなった者」欄に○印を付し、当該申出書の表現を「年金が受給できる」、「裁定申出書」など取り繕い、上記と同様に、本人に説明を行い交付すること。

3 実施時期

上記1及び2による対応は、平成20年5月1日受付分から実施すること。

年金額仮計算書

(別添)

あなた様が受給されている(老齢・遺族・障害)年金について、年金記録が見つかりました。
年金記録を訂正することにより、年金額が変更されることになりました。

【申出者の記録※】

氏 名			生年月日	昭・大・昭・平	年	月	日
基礎年金番号			年金証書記号番号				
上記以外の 手帳記号番号							
備 考			記録訂正により年金受給権に必要な 加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)				

【年金記録の訂正内容※】

追加 ・ 取消	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)
	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)
	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)	昭・平	年	月	～	年	月	(国・厚・船・共)
訂正	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[] (国・厚・船・共)	
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[] (国・厚・船・共)	
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[] (国・厚・船・共)	
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[] (国・厚・船・共)	
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[] (国・厚・船・共)	

*訂正欄の[]は、標準報酬月額訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。

【年金額試算結果※】

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎この試算額は仮に計算したものであり、実際の年金額はこれと異なる場合があります。

社会保険事務所 (担当者) 印
連絡先 ()

(上記の※印欄はいずれも社会保険事務所において記載すること。)

年金再裁定申出書

上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正
及び年金額の変更についての手続き(再裁定手続き)を申し出ます。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

()

印

社会保険庁長官 殿

*本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。

平成20年4月28日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の
一部改正について (通知)

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、
「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」(平成19年8月9日総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定)及び「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)により行われているところであるが、今般、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部を改正することとしたので通知する。

ついては、これに基づき、遺漏なきよう取り扱われたい。

1. 改正趣旨

社会保険庁側に年金記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例については、年金記録確認第三者委員会において、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すこととされており、社会保険庁においては、その判断を尊重し、年金記録を訂正している。

今般、年金記録確認第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、年金記録確認中央第三者委員会において、これまでのあっせん事案を踏まえ、定型的で機械的に処理のしやすい国民年金事案については、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う旨の方針が決定されたところである。

この方針を踏まえ、申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合等については、社会保険事務所において年金記録を訂正することとする。

2. 改正内容

別添のとおり

「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)の一部改正について(新旧対照表)

年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第1 受付等 1 社会保険庁による申立ての受付等	第1 受付等 1 社会保険庁による申立ての受付等 <u>(2) 社会保険事務所段階における年金記録の訂正</u> <u>社会保険事務所は、国民年金の申立てであって、次に掲げるもののうち、別に定める要件を満たす事案については、管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室(以下「管区行政評価局等」という。)送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。</u> <u>なお、年金記録の訂正を行った事案については、年金記録に係る申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。</u> ① <u>申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合</u> ② <u>申立内容に対応する家計簿がある場合</u> ③ <u>申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合</u> ④ <u>現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み)であり、かつ納付を認める積極的な事情(配偶者が納付済み等)がある場合</u> <u>ただし、以下の場合には、上記訂正の対象外とする。</u> ① <u>制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合(未加入期間に対する申立て等)</u> ② <u>平成9年1月以降の納付についての申立ての場合</u>

現行	改正後
(2) 受付事案の総務省への送付 社会保険事務所は、要領第 1 の 2 (2) により社会保険事務局を經由して<u>管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室</u>（以下「管区行政評価局等」という。）へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。 （以下略） (3) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握 （略） (4) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ （略）	(3) 受付事案の総務省への送付 社会保険事務所は、要領第 1 の 2 (2) により社会保険事務局を經由して<u>管区行政評価局等</u>へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。 （以下略） (4) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握 （略） (5) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ （略）

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則

平成19年8月9日

(平成19年9月13日一部改正)

(平成20年2月1日一部改正)

(平成20年2月27日一部改正)

(平成20年4月1日一部改正)

(平成20年4月28日一部改正)

総務省行政評価局行政相談課長及び
社会保険庁運営部年金保険課長決定

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」(平成19年8月9日、以下「要領」という。)によるほか、この細則に定めるところによる。

第1 受付等

1 社会保険庁による申立ての受付等

(1) 社会保険事務所での受付

要領第1の2(1)により社会保険事務所は、総務大臣への年金記録に係る申立て(以下「事案」という。)があった場合は、年金記録に係る確認申立書(様式第1号。以下「確認申立書」という。)により、これを受け付ける。

この際、社会保険事務所は、申立人から、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)が申立人の個人情報を取得、利用又は提供することについて書面による同意(様式第2号。以下「同意書」という。)を得る。

また、申立人が事案に係る別表のような参考資料を所持していないかを確認し、所持していればその写しの提出を求める。

なお、申立書の提出者が代理人であるときは、申立人の署名又は押印があり、かつ申立人からの依頼内容及び申立人との関係等が記載された委任状を提出させるなど、真正の代理人であることの確認を行う。

(2) 社会保険事務所段階における年金記録の訂正

社会保険事務所は、国民年金の申立てであって、次に掲げるもののうち、別に定める要件を満たす事案については、管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室(以下「管区行政評価局等」という。)送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。

なお、年金記録の訂正を行った事案は、年金記録に係る申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

① 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合

② 申立内容に対応する家計簿がある場合

③ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合

④ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間（1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み）であり、かつ納付を認める積極的な事情（配偶者が納付済み等）がある場合

ただし、以下の場合には、上記訂正の対象外とする。

① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（未加入期間に対する申立て等）

② 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

(3) 受付事案の総務省への送付

社会保険事務所は、要領第1の2(2)により社会保険事務局を経由して管区行政評価局等へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。

この場合、社会保険事務所及び社会保険事務局は、原則、年金記録に係る申立てを受け付けた日から10日以内に管区行政評価局等へ送付状（様式第3号）を付して送付するものとする。申立てに新たな資料の添付がある場合であっても同様とし、当該資料についての確認結果は別途管区行政評価局等へ送付する。

① 確認申立書

② 同意書

③ 社会保険事務所において年金記録の確認ができなかったことを明らかにする「厚生年金保険の期間照会について（回答）」又は「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」等の写し

④ 申立てに関する書類（「申立の概要（2-1）」（様式第4号の1及び様式第4号の2）等）及び社会保険事務所における調査結果を取りまとめた書類（「同（2-2）」（様式第5号）等）

⑤ 「申立の概要」（2-2）に係る参考書類

〔参考書類の例〕

- ・ 被保険者記録照会回答票
- ・ 社会保険オンラインシステムの年金記録を印字したもの（ハードコピー）
- ・ 厚生年金被保険者名簿又は被保険者原票の写し
- ・ 国民年金被保険者台帳又は市町村の国民年金被保険者名簿の写し
- ・ 手帳記号番号払出簿
- ・ 年金手帳の写し
- ・ 国民年金の申立については配偶者（申立内容によりその他同居親族）に係る上記資料
- ・ 申立人から提出のなかった参考資料のうち、社会保険事務所において収集可能で、事案により必要と認められるもの（別表中「社保補足」欄に○印のある資料）。

・調査により生じた疑義について検証した書類 等

⑥ (1)において本人から提出のあった参考資料

なお、厚生年金の申立てについては、事業主が存する場合、原則全ての事案について、社会保険事務所は、事業主に対して、以下の事項を書面（様式第6号）により確認する。また、別表に掲げる事業所保管書類の提供を求める。

- ・ 申立期間当時の勤務形態（労働時間、臨時職員であったか等）
- ・ 当時の給与の支払及び保険料の控除の方法（給与の締め日及び支払日、当月控除・翌月控除の別）
- ・ その他別表に掲げる事業所保管書類が存するか

(4) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握

管区行政評価局等において社会保険事務所からの事案の送付状況を把握するため、社会保険事務局は、週1回、同局の「地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」受付管理簿（厚生年金又は国民年金）」（すべての案件についてあっせん手続が終了した頁を除く。）の写しを管区行政評価局等に送付する。

この場合、管区行政評価局等は、社会保険事務所が事案を受け付けてから10日を経過しても管区行政評価局等へ当該事案の送付がないときは、社会保険事務局に対して、当該事案の送付を促すものとする。

(5) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ

申立人が、何からの理由により、年金記録に係る確認申立を取り下げる場合には、書面（様式第12号）によるものとする。この場合、管区行政評価局等は、書面（様式第13号）により、社会保険事務局に連絡する。

2 総務省における事案の受付及び第三者委員会での調査審議等

(1) 行政評価局行政相談課から管区行政評価局等への事案の転送

ア 社会保険庁は、同庁年金記録審査チームの廃止以降、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方第三者委員会」という。）が発足するまでの間、社会保険事務所に対し再調査請求書等の旧様式により申立てがあったもので、同庁に送付されたものについては、同庁から一括して行政評価局行政相談課へ送付する。

イ 行政評価局行政相談課が社会保険庁から送付を受けた事案及び前記アの事案のうち、地方第三者委員会において扱うこととなったものについては、転送簿（様式第7号）に所要事項を記載の上、同課から当該申立てを受け付けた社会保険事務所が所在する都道府県等を管轄とする管区行政評価局等へ事案を転送する。

なお、当該事案については、申立人に係る同意書が存しないことから、当該申立人に係る個人情報を取得する必要がある場合には、管区行政評価局等は、社会保険庁を通じて個人情報を取得することができる場合を除き、申立人に係る同意書を得る必要がある。

(2) 管区行政評価局等での受付及び地方第三者委員会での調査審議（次の(3)の場合

合を除く。)

管区行政評価局等は、要領第 1 の 3 (1) 及び前記(1)により事案を受け付けた場合、送付された確認申立書に受付印を押印し、受付順に受付簿(様式第 8 号)に所要事項を記載の上、地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

なお、管区行政評価局等は、関係行政機関又は事業主等に対し資料の提供を求める必要がある場合には、管轄する社会保険事務局に依頼することができる(国民年金法第 108 条、厚生年金保険法第 100 条の 2 等)。その際、当該社会保険事務局は迅速に対応するものとする。

また、同居人又は事業所の同僚等申立人以外の他者の納付状況を照会する必要がある場合には、管轄する社会保険事務局に当該照会を行うとともに、事業所の事業主、役員、上司又は同僚等の連絡先情報を照会する必要がある場合には、書面(様式第 14 号、15 号)により、管轄する社会保険事務局に当該照会を行う(当該他者等の同意書は不要)。

なお、社会保険事務局又は社会保険事務所から、書面(様式第 16 号)により、管区行政評価局等に照会を行った場合は、照会を受けた管区行政評価局等は、第三者委員会での調査審議の過程で把握した情報等の範囲において、対応するものとする。

(3) 管区行政評価局等から本省への移送

管区行政評価局等は、要領第 1 の 3 (2) により事案を行政評価局行政相談課へ移送するに当たっては、送付状(様式第 9 号)を添えるものとし、受付簿に移送した旨記載する。

この場合、移送を受けた行政評価局行政相談課においては、当該確認申立書の受付処理を行い、年金記録確認中央第三者委員会の調査審議に付するものとする。

第 2 総務大臣によるあっせん等

1 総務大臣によるあっせん等の実施

総務大臣が総務省設置法第 4 条第 21 号に基づくあっせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知(以下「あっせん等」という。)を行うため、行政評価局行政相談課は、第三者委員会が調査審議した結果に基づき作成したあっせん案等をまとめ、社会保険庁長官宛ての総務大臣名によるあっせん等の通知(様式第 10 号の 1 及び第 10 号の 2)を作成する。

なお、厚生年金における「第 1 委員会の結論」には、加入期間の他、当該期間の標準報酬月額等についても記載する。

2 申立人への通知等

要領第 2 の 2 に規定する申立人に対する通知は、様式第 11 号の 1 又は第 11 号の 2 により行政評価局行政相談課(中央第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に限る。)又は管区行政評価局等(地方第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に

限る。)において行う。

また、行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、当該あっせん等に係る管区行政評価局等に対して、あっせん等を行った旨連絡する。

3 総務大臣によるあっせん等の公表

行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、その件数及び概要に係る公表資料を作成し、ホームページに掲載する。

第3 あっせん後の記録訂正についての報告等

総務大臣があっせんを行ったときは、運営部年金保険課は、行政評価局行政相談課に対し、そのあっせんに基づいてとった年金記録訂正の実施状況について、速やかに社会保険庁長官名による報告を行う。

また、行政評価局行政相談課は、運営部年金保険課から当該報告を受けた後、当該あっせんに係る管区行政評価局等に対して、その内容を連絡する。

総務大臣が行ったあっせんのうち、記録訂正を要する期間中に厚生年金基金加入期間を有するものがある場合は、記録訂正を行った社会保険事務所から、該当する厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「厚生年金基金等」という。）に対し、記録訂正結果について情報提供を行う。さらに、このうち「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」の対象となるものについては、該当する厚生年金基金等に対し、同法に基づき事業主情報等の提供を行う。

第4 関係資料の整理、保管

行政評価局行政相談課及び管区行政評価局等は、事案ごとに文書をファイリングする。なお、保存期間は30年とする。

第5 個人情報の保護

国家公務員法第100条及び第109条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第3条～第9条、第53条～第55条並びに年金記録確認第三者委員会令第3条に基づき、個人情報の保護に関して十分に配慮する。例えば個人情報を含む資料については会議終了後回収する等慎重に対応する。

第6 雑 則

この細則に定めるもののほか、年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続に関し必要な事項は、別途定める。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

平成 20 年 3 月 27 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、平成 20 年 4 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立てを取り下げさせていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

なお、当委員会においては、今後のあっせん事案の集積等を踏まえ、厚生年金保険を含め上記職権訂正の範囲の拡大について検討する。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間（1 回、かつ 1 年以下で残余の期間は納付済み）であり、かつ納付を認める積極的な事情（配偶者が納付済み等）がある場合

ただし、以下の場合には、上記職権訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（未加入期間に対する申立て等）
- ・ 平成 9 年 1 月以降の納付についての申立ての場合

平成 20 年 9 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。）。

(1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

- ① あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1 「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

- ② あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2 「同一の遡及訂正処理」について

○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

- ③ 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

(2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

(例) 現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

3 記録訂正方法

(1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

(2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

(3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。



庁保険発第 1225003 号
平成 20 年 12 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6 万 9 千件）のうち年金受給者に係る記録（約 2 万件）については、本年 10 月 16 日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録を確認していただいているところである。

この戸別訪問による記録の確認等を契機として、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある事案の記録の訂正については、できるだけ社会保険事務所段階において行うことができるようにする方向で検討を進めてきたところであるが、今般、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」（平成 20 年 12 月 17 日年金記録確認中央第三者委員会決定）（別添 1 参照）を踏まえ、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1. 趣旨

国民年金に係る申立ての場合については、申立内容に対応する確定申告書の控えがある場合など、既にあっせん事案の蓄積があり、社会保険事務所において定型的に判断できるものについて、本年 4 月から、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行っているところであるが、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合についても、同様の方法で記録訂正を行うこととするものである。

2 対象事案

(1) 厚生年金保険に係る申立てであって、以下の①又は②のいずれかに該当する事案（別添2参照）については、(2)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。

① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている事案であること。

② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、以下のいずれかの処理が行われている事案であること。

ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されているもの

イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの

ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録がすべて取り消されているもの

(2) 申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあつては、通常の手続に従つて、第三者委員会に送付すること。

① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であつた場合

② 上記(1)①又は②のいずれにも該当しない場合

③ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

(例)

- ・ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合

- ・ 記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合

- ・ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合 等

④ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

⑤ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、申立期間の中に上記(1)①又は②に該当しない期間が含まれている場合

⑥ 上記(1)②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

- (3) 上記(1)又は(2)の取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

3 記録訂正の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」(「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」(平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。)について、必要な書類等を収集すること。

(2) 記録訂正

社会保険事務所は、申立人から提出された確認申立書に基づき、上記2(1)の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

- (4) 上記(2)の記録訂正が行われた場合又は第三者委員会により同様の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に準じて記録訂正を行うこと。

- (5) 上記2(1)の要件に該当するか否かにかかわらず、社会保険事務所において事実即した処理でなかったことが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。第三者委員会に伝送済みの事案についても同様であること。

4 今回の記録訂正が適用される事案

今回の記録訂正は、本日時点において未だ第三者委員会に転送していない事案から適用すること。なお、既に第三者委員会に伝送済みの事案であっても、当該第三者委員会から今回の記録訂正の対象となり得ると判断するもの(上記3(4)の同一事業所の同僚の申立てに係る事案も含む。)として、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも、同様に適用すること。

5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録訂正を行った場合は、取下件数として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある
記録の訂正について

平成20年12月17日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年12月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げいただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

(1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記(2)③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。

① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合

② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、

ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合

イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合

ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

(2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

① 申立人が法人の役員である場合

② 上記(1)の①又は②のいずれにも該当しない場合

③ 上記(1)の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実在即したものである可能性が確認できる場合

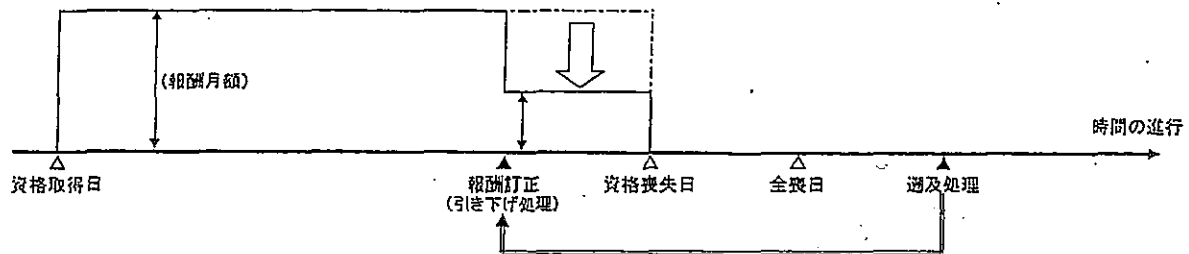
(例)

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
- ◇ 処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記(1)の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑤ 上記(1)の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記(1)の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記(1)の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

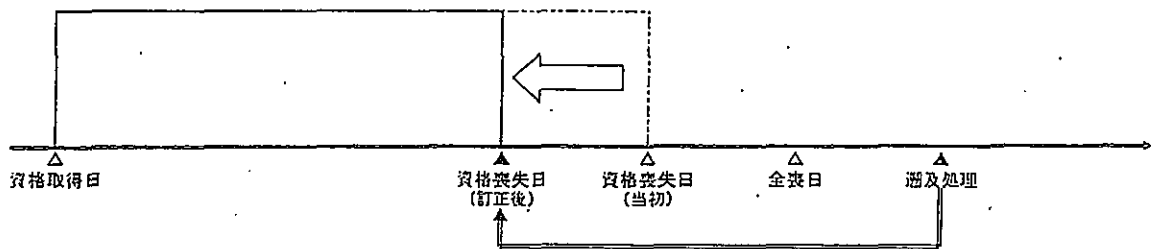
(3) 上記(1)により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

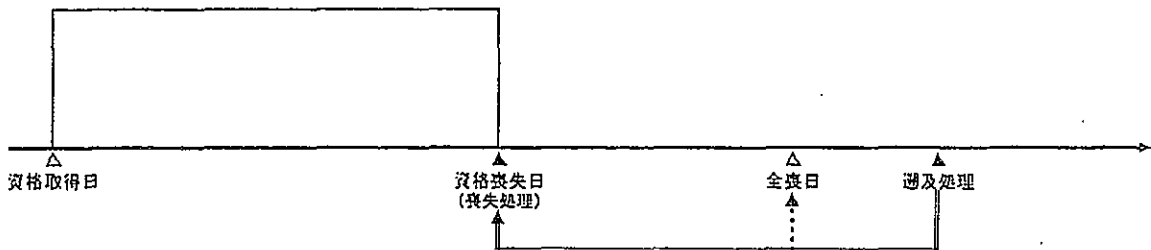
- ① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合



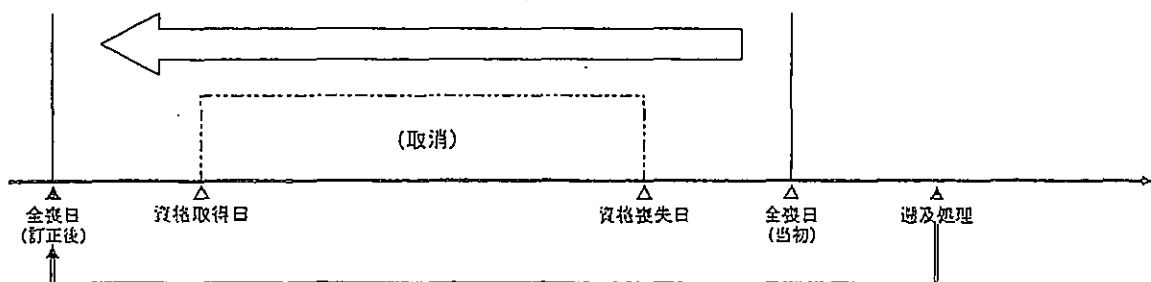
- ② ア 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- ② イ 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- ② ウ 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日より前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合



庁保険発第 1225004 号

平成 20 年 12 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務
していた者の年金記録の訂正について」の一部改正について

「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け庁保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の発出に伴い、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成 20 年 9 月 19 日付け庁保険発第 0919001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の一部を、別添のとおり改正することとしたので、遑漏のないよう取り扱われたい。

(別 添)

「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の一部改正について(新旧対照表)

「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
2 記録訂正対象者 第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者(法人の役員を除く。)であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする<u>(遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。)</u>。	2 記録訂正対象者 第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者(法人の役員を除く。)であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする<u>(遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。)</u>。

平成20年9月19日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。）。

(1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

- ①あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

- ②あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2「同一の遡及訂正処理」について

○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

- ③事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

(2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

(例) 現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

3 記録訂正方法

(1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

(2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

(3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について (戸別訪問の対象者等に係る取扱い)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け庁保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「現通知」という。)により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところであるが、今般、戸別訪問(昨年 10 月 16 日から実施している年金受給者を対象とする約 2 万件の戸別訪問をいう。以下同じ。)の対象者等について、その処理の更なる迅速化を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 趣旨

本年 3 月 31 日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」こととされたことを踏まえ、また、社会保険事務所段階における記録訂正の現状にも鑑み、戸別訪問の対象者等について、これを更に促進し、迅速な救済を図るため、当該対象者等に係る年金記録については、本通知により、社会保険事務所段階における訂正を行うこととするものである。

2 本通知による記録訂正に係る取扱いの対象者

本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正に係る取扱いの対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(※)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者(以下「戸別訪問の対象者等」という。)とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

3 対象事案

(1) 戸別訪問の対象者等の年金記録に係る申立てであって、現通知の「2(1)①又は②」のいずれかに該当する事案については、現通知の「2(2)」に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

現通知の「2(2)」に該当する場合において、同「2(2)①、③又は④」に該当する場合にあつては、通常の手続きに従って、第三者委員会に送付することとし、それ以外の場合にあつては、下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること。

(2) 上記(1)において「下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること」とされた事案については、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当することにより、事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される場合には、下記(3)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

- ① 滞納処分票に事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。
- ② 遡及訂正処理に伴い、随時改定(月額変更)又は定時決定(保険者算定の可能性が考えられるものを除く。)による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

(注) 全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

(注1) 全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

(注2) 「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業

員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

(3) 上記(2)にかかわらず、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- ① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合
- ② 上記(2)の①から④までのいずれにも該当しない場合
- ③ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実 に即したものである可能性が確認できる場合
- ④ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合
- ⑤ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑥ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合
- ⑦ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実 に反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

(4) 上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

なお、その場合にあっては、上記(3) ②又は⑥に該当する場合（当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実 に即したものである旨の証言がある場合を除く。）であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合、又は事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により、当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記(3) ⑥に該当する場合においては、上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実 に反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実 に反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

(5) 上記(1)から(4)までの取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

4 記録訂正の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」(「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」(平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。)について、必要な書類等を収集すること。

(2) 記録訂正

社会保険事務所は、申立人から提出された確認申立書に基づき、上記3(1)、(2)又は(4)の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

(4) 上記(2)の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に準じて記録訂正を行うこと。

5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記4(2)により記録訂正を行った場合は、取下件数(社会保険事務所段階における年金記録の訂正件数)として本庁年金保険課へ報告すること(当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。)

庁保発第0807001号
平成21年8月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部長
(公印省略)

第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて（通知）

今般、標記について別添のとおり厚生労働省年金局長から当職あて通知されたので、その内容について了知の上、その運用に当たっては十分に留意するとともに、遺漏のないように取り扱われたい。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知することとしているので、念のため、申し添える。

写送付先

（地方社会保険事務局事務所長
社会保険事務所長）

「写」

(別添)

年 発 0 8 0 7 第 1 号
平成 2 1 年 8 月 7 日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて (通知)

現に年金を受給している者の年金額計算の基礎となる第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間の存在が事後的に判明した場合、当該被用者年金被保険者の資格喪失後の第3号被保険者期間は、当該資格喪失後に届出が行われていない未届期間として取り扱われることとなり、それまで受けていた年金のうち当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間に係るものについては、従来から過払いとして返還を求めることとして取り扱われているところである。

しかしながら、当該事案は、そもそも当初に第3号被保険者資格取得届がなされた方について、①国民年金と被用者年金の記録が重複していることが事後的に判明したという年金記録管理上の理由から生じたものであること、②被用者年金制度に加入していたことを本人が認識していなかったと思われるなど一概に全ての原因を本人の責に帰すことが適当でないと考えられる事例もあること、③当初の第3号被保険者資格取得届の効果により、社会保険庁において、被用者年金被保険者の資格喪失後の期間についても保険料納付済期間である第3号被保険者期間として取り扱い、保険料納付済期間に算入してきており、年金の裁定請求時においてもそのように確認した上で裁定が行われ、実際に年金が支給されてきたこと等の特別の事情を有していると認められる。

こうした特別な事情に鑑み、既に保険料納付済期間として裁定時に確認がなされた第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間の存在が裁定後に判明し、記録の訂正がなされた場合については、当該被用者年金被保険者資格喪失時に当該届出がなされていたものとして取り扱うことに相当の合理性があることから、当該被用者年金被保険者資格喪失後の期間を引き続き保険料納付済期間として取り扱うことが適当であるので宜しくお取り計らい願いたい。

この取扱いにより、当該事案の当該期間に係る年金については過払いには当たらないものであり、既に過払いとして受給者から返還を受けた年金額がある場合については、当該額を改めて支払うことが適当であるので、併せて宜しくお取り計らい願いたい。



庁保険発第 0807001 号
社 業 発 第 1 5 号
平成 2 1 年 8 月 7 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

社会保険業務センター総務部長
(公印省略)

第 3 号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に
判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第 3 号
被保険者期間の取扱いについて (通知)

第 3 号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合に
おける当該被用者年金被保険者資格喪失後の第 3 号被保険者期間の取扱いについては、
平成 2 1 年 8 月 7 日付け庁保発第 0 8 0 7 0 0 1 号をもって社会保険庁運営部長から
通知したところであるが、当該事務の取扱いについては、下記のとおりとするので、管
下社会保険事務所及び管内市町村に対し周知するとともに、遺漏なきよう実施されたい。

記

1 概要

既に保険料納付済期間として裁定時に確認がなされた第 3 号被保険者期間と重複
する被用者年金被保険者期間の存在が裁定後に判明し、記録の訂正がなされた場合に
ついては、対象者から申出書の提出を受けることにより、当該被用者年金被保険者資
格喪失時に第 3 号被保険者の届出がなされていたものとし、当該被用者年金被保険者
資格喪失後の期間を引き続き保険料納付済期間として取り扱うこととすること。

また、この取扱いにより、当該被用者年金被保険者資格喪失後の期間に係る年金に
ついては過払いには当たらないものであり、既に過払いとして受給者（相続人を含む。
以下同じ。）から返還を受けた年金額がある場合については、返還を受けた額を改め
て支払うこととすること。

2 社会保険事務所等における申出書の受付等事務

(1) 今後被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定を行う者の場合

ア 対象者から、申出書（別紙様式）、年金額仮計算書・年金再裁定申出書及び被扶養配偶者であったことが明らかとなる書類の提出を受けること。

なお、被用者年金被保険者の資格喪失時に第3号被保険者であったことについての確認は、「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成17年3月29日付け庁保険発第0329004号）の記1により行うこと。

イ 基礎年金番号業務取扱要領等に基づき、裁定後に判明した被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合するとともに、当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間を引き続き保険料納付済期間となるよう記録訂正を行うこと。

ウ 年金額仮計算書・年金再裁定申出書及び訂正報告書（様式第127号）を社会保険業務センターに進達すること。

なお、被用者年金被保険者期間の追加により、時効特例給付が支給される場合は、時効特例給付対象者報告書（様式127号の3）を進達すること。

(2) 既に被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定が行われ、年金が過払いとされている者の場合

ア 対象者から、申出書及び年金額仮計算書・年金再裁定申出書の提出を受けること。

なお、既に過払いとして受給者から返還を受けた年金額がある場合については、再裁定後に還付額を決定し、対象者が還付請求を行う際に用いる還付請求書を送付することとしているため、当該額を改めて支払うまでには一定の期間を要することを丁寧に説明すること。

イ 国民年金適用関係業務取扱要領等に基づき、第3号被保険者特例措置該当期間の登録処理の取消し処理を行うとともに、裁定後に判明した被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間を保険料納付済期間となるよう記録訂正を行うこと。

ウ 第3号被保険者特例措置該当期間から第3号被保険者期間に訂正した期間については、被保険者記録回答票の該当する記録の先頭に「◎」印を付すとともに、国民年金被保険者記録（納付Ⅱ画面）のハードコピーを添付するなど、どの期間の記録が訂正されたかを明示的にお知らせすること。

エ 年金額仮計算書・年金再裁定申出書、訂正報告書（様式第127号）及び申出書の写しを社会保険業務センターに進達すること。

なお、訂正報告書（様式第127号）には、備考欄に「裁定後3号期間中の厚年判明分」と朱書きすること。

3 再裁定及び還付関係事務

- (1) 今後被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定を行う者の場合

上記2(1)の社会保険事務所等からの再裁定等に係る書類に基づき、社会保険業務センターにおいて、通常の再裁定処理を行い、判明した被用者年金被保険者期間の記録等に係る年金の増額分について支払うこととしていること。

- (2) 既に被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定が行われ、年金が過払いとされている者の場合

上記2(2)の社会保険事務所等からの再裁定等に係る書類に基づき、社会保険業務センターにおいて、再裁定処理を行った上で、既に過払いとして受給者から返還を受けた額を確定し、総務部経理課から対象者に対して還付請求書を送付するなど、還付処理を行うこととしていること。

また、過払いとされた金額のうち、受給者から未だ返還を受けていない額については、社会保険業務センターにおいて、その額を取消しすることとしていること。

4 広報等

- (1) 社会保険事務所等において、当該事案に関わった可能性がある職員等に確認することにより、確実な対象者の把握に努め、対象者として把握した者に対しては、個別のお知らせを行うこと。

- (2) 次の方法により広報を行うこと。

ア 社会保険事務所及び市町村の窓口における周知用チラシの設置・配布

イ 市町村広報誌等への掲載依頼

なお、社会保険庁本庁において、社会保険庁ホームページへの掲載による広報を行うこととしていること。

写送付先

社会保険事務局事務所長
社会保険事務所長

【本人用】

申 出 書

私は、年金が裁定された後に、第3号被保険者期間と重複する被
用者年金被保険者期間が判明しましたが、当該被用者年金被保険者
の資格を喪失した時点において第3号被保険者の届出をしていたも
のとして取り扱っていただきたい旨を申し出ます。

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

申出人

基礎年金番号

住 所

氏 名

㊞

【相続人用】

申 出 書

_____は、年金が裁定された後に、第3号被保険者期間と重複する厚生年金保険等期間が判明しましたが、当該被用者年金被保険者の資格を喪失した時点において第3号被保険者の届出をしていたものとして取り扱っていただきたい旨を申し出ます。

受給者であった者の 基礎年金番号			
受給者であった者の 氏名		生年月日	大正 昭和 年 月 日

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

申出人

住 所

氏 名

印

死亡した受給者との続柄

平成 21 年 12 月 10 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る
社会保険事務所段階での回復について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る回復の申立てについては、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け庁保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「12 月 25 日付け通知」という。)及び「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)」(平成 21 年 5 月 1 日付け庁保険発第 0501001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「5 月 1 日付け通知」という。)により、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた 3 条件のすべてに該当する約 6 万 9 千件の記録に係る者の事案については、その処理の更なる迅速化を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の発出に伴い、5 月 1 日付け通知を廃止することとするので申し添える。

記

1 本通知による記録回復に係る取扱いの対象者

本通知による社会保険事務所段階における年金記録の回復に係る取扱いの対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(※)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者(以下「対象者」という。)とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2 対象事案

(1) 対象者の年金記録に係る申立てについては、(2)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこと。

(2) 申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること

- ① 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合
- ② 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。)が確認できる場合
- ③ 標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

(例)

- ・ 社会保険庁の保有する原簿や届書及び添付書類等から標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
 - ・ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立てである場合

※ 資格喪失日の遡及処理が事実反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の回復は行わないものとする。

※ 上記1の対象者であるが、申立期間の中に上記1の3条件のいずれかに該当しない期間が含まれている場合は、社会保険事務所段階において年金記録の回

復は行わないものとする。

- (3) 上記の取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

3 記録回復の方法等

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、上記2(1)の要件に該当するか否かの確認に当たり、申立人自らが保有している書類等（給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等）があれば、これらを提出していただくよう協力を求めること。

なお、上記2(2)により第三者委員会に送付する場合には、当該申立てについて、細則に基づき、必要な書類等を収集すること。

(2) 申立人の署名

本人から申立てを受ける際には、「今回の申立てにより年金記録の回復を行った場合においても、その後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立ての内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿って再度記録を訂正することとなり、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分を返還いただくこととなる」ことを説明した上で、申立人から署名をしていただくこと。

なお、当該申立てを契機として、新たに事業主等への調査を行うことはしないが、約2万件戸別訪問調査等において既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が申立人の事案と同時期の遡及訂正処理について事実と相違ない旨の回答をしている場合は、当該事業主等の同意を得た上で、本人にその旨を説明すること。この場合において、説明後も申立ての意思に変更がないときは、当該申立てを受け付けるものとし、事業主等の回答内容のみをもって、記録回復を妨げるものではないこと。

(3) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記2(1)の要件に該当し、かつ2(2)に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会へ

の申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

- (5) 上記(3)の記録回復が行われた場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に準じて記録回復を行うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3(3)により記録回復を行った場合は、取下件数(社会保険事務所段階における年金記録の回復件数)として本庁年金保険課へ報告すること(当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。)

5 その他

- (1) 本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するもの(上記3(5)の同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てに係る事案も含む。)として、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。

- (2) 上記2(1)の要件に該当するものとして記録回復を行った事案について、事後的に、上記2(2)に該当するなど申立内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿って再度記録を訂正し、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分の返還を求めるものとする。

なお、偽りその他の不正手段により保険給付を受けた場合には、厚生年金保険法第40条の2の規定等に基づき、その者に対し、不正手段による受給額を徴収することができることとされているほか、不正受給の翌日から年率14.6%の延滞金を課すことができることとされているところであり、このような事案が生じた場合には、具体的な対応について本庁年金保険課へ協議すること。

平成21年12月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立て
における社会保険事務所段階での記録回復について

厚生年金保険に係る年金記録の確認の申立てのうち、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録については、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについても、第三者委員会におけるあつせん事案の蓄積から、社会保険事務所において定型的に判断できるものについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する事案とする（ただし、2に該当する事案を除く。）。

（1）次のア及びイのいずれの要件にも該当するもの

ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなってい

る場合（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）

イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合

(2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合（ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。）

(3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われていない場合

(4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

2 対象外となる事案

申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

(1) 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合

(2) 申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合

(3) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(4) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いとは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。

平成 21 年 12 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける
社会保険事務所段階での記録回復について

国民年金に係る年金記録の確認の申立てについては、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部改正について(平成 20 年 4 月 28 日付け庁保険発第 0428001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案については、社会保険事務所段階において記録回復を行うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、申立期間のすべてが国民年金の申立てであって、(1)又は(2)に該当する事案とする。(ただし、2に該当する事案を除く。)

(1) 現年度・過年度納付を問わず、1 年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの

ア 申立期間が 1 つの事案であること。

イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと。

ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間

又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、当該国民年金の被保険者期間については保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）であること。

（2）現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの

ア 申立期間が1つの事案であること。

イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと。

ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、当該国民年金の被保険者期間については保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）であること。

エ 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ納付済み（第3号被保険者期間を除く。）であること。

2 対象外となる事案

上記（1）及び（2）の対象事案であっても、次のいずれかに該当する場合は、社会保険事務所段階での記録回復の対象外とする。

① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

② 特例納付に係る申立ての場合

③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。具体的には、

ア オンラインの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合

イ 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部は時効により納付することができない場合

ウ 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出し日の前の期間である場合

エ 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

④ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合

⑤ 申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合

⑥ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合

⑦ 申立期間に対応する確定申告書（控）、家計簿又は口座振替記録がある預貯金通帳等のいずれかの資料の提出があったが、社会保険事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかった場合

- ⑧ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合
- ⑨ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

(4) 本庁への照会

社会保険事務所において年金記録の上記1及び2に該当するか否かの疑義が生じた場合は、本庁年金保険課へ照会すること。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱い、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。



年管企発0330第3号
年管管発0330第1号
平成22年3月30日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」（平成20年2月8日付け庁文発第0208001号）及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」（平成20年4月25日付け庁文発第0425001号、以下「20年4月通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、本年3月29日に厚生労働大臣直属の年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」が取りまとめられ、その中で「（6）記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化」として、下記のような対応策を講じることとされた。

ついては、日本年金機構において、これを踏まえて必要な対応策の検討を行い、当職に照会の上、速やかに実施されたい。また、従来は20年4月通知において様式を定めていたところであるが、今後は日本年金機構において柔軟に対応することが望ましいことから、このたび20年4月通知の記2及び別添を削除するので、20年4月通知の別添において示された年金額仮計算書・年金再裁定申出書の様式のあり方についても、下記の対応策を踏まえ、併せて検討されたい。

記

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正

を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。



年管企発0412第1号
年管管発0412第1号
平成22年4月12日

日本年金機構

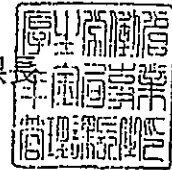
事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

平成22年4月8日付け年機構発第12号で協議のあった標記のこと
については、貴見のとおり取り扱われたい。

年機構発第12号

平成22年4月8日

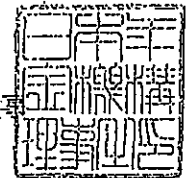
厚生労働省年金局

事業企画課長 殿

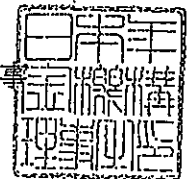
事業管理課長 殿

日本年金機構

事業企画部門担当理事



事業管理部門担当理事



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成22年3月30日付け年管企発0330第3号、年管管発0330第1号)により通知されたところであるが、標記の取扱いに係る対応策等について、別添のとおりでよろしいかお伺いする。

疑義照会(回答)票(厚生労働省)

照会日 平成22年4月8日

下記① 照会部署名 年金給付部給付指導G

連絡先

照会担当者

メールアドレス

下記② 照会部署名 記録問題対策部記録問題対策G

照会担当者

連絡先

メールアドレス

下記①	主管担当理事の確認	
	担当部署の長の確認	
下記②	主管担当理事の確認	
	担当部署の長の確認	

(案件)

(受付番号) 年機構発第12号	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
--------------------	-------------------------------

(内容)

標記について、以下のような取扱いでよいとお伺いする。

- ① 標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成20年2月8日付け庁文発第0208001号)(以下「20年2月通知」)及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」(平成20年4月25日付け庁文発第0425001号)により、加えて、具体的な窓口における対応等については、①「記録訂正による年金額への影響がある者に対する窓口対応等について」(平成20年2月8日付け事務連絡)及び②「記録訂正による年金額試算結果の把握について」(平成20年4月25日付け事務連絡)により取り扱ってきたところである。

しかしながら、①及び②の事務連絡では、申し出された受給者が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認した上で記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いが、必ずしも明確でないとの指摘があることから、今回、その明確化を図るため、①の別紙1の「対応要領のQ&A」を改め「別添①」のとおりとし、あわせて、特別便等を契機としたご本人か

らの申出による記録訂正の場合の、年金額仮計算書の様式を「別添②-2」(特別便等・Ⅱ)のとおりとする。(特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外は従前の様式に「Ⅰ」を付した「別添②-1」(特別便等以外・Ⅰ)を使用)

また、今後、年金記録の訂正を要すると思われる期間がある方に対して、「別添③」のお知らせを行った上で、年金額仮計算書を示す取扱いとする。

さらに、既に年金額が減額となった事案のうち、年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方で、改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、ご本人にお知らせし、丁寧にご説明した上で、「別添②-3」(特別便等(再)・Ⅲ)により記録訂正取消しの申出があった方については、過去に行った再裁定の取消しを行う。

なお、記録照会の申出をされた加入者については、20年2月通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする。

② 年金記録問題の解決に向けて、本年4月から厚生年金基金記録との突合せの審査が開始され、また、本年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの審査を開始することとしているが、これらの突合せの審査により、記録訂正が必要と見込まれる場合は、以下の取扱いとする。

○ 受給者・加入者を問わず、本人にお知らせをし、本人からの申出に基づき、記録訂正することを基本とする。

○ ただし、受給者のうち記録訂正により減額が見込まれる場合においては、下記の理由により、本人にお知らせをしない。なお、こうした取扱いを行った記録については、その旨の履歴を残し管理するものとする。

(1) 本人の申出によらず、国(機構)において行った突合せを契機とするものであること

(2) 受給者の年金記録については、裁定時にご本人及び職員が確認しており、また、これを基に年金が支給されている事実があり、これを変更するためには、記録の誤りに関し、確証を得ることが必要なこと

(3) 今回、突合せを実施する主たる目的は、記録の正確性を確認することによって記録誤りによる不利益状態(年金額が本来もらえる額よりも低い状態)を回復することにあること

(4) ねんきん特別便の経験からは、減額の場合にご本人の確認・回答を得ることは事実上困難であること

(回答)

貴見のとおり取り扱われたい。

回答日 平成22年4月12日

回答部署名 厚生労働省年金局事業管理課

回答作成者 (役職名)

連絡先

メールアドレス

事業企画課長の確認

事業管理課長の確認

対応要領のQ & A

Q1 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A1 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額 of 訂正

（注）なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」（平成22年4月1日）のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参



①持参された照会票により記録を確認

②以下の例のような方に対しては、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。

（減額・裁定取消が起こりうる主な例）

- ・ 通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
- ・ 第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
- ・ 障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなして計算）
- ・ 年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
- ・ 配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
- ・ 旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
- ・ 基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
- ・ 旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等用）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等用）」下段「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のチェックボックスのいずれかにチェック・署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等用）」における「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うことを申し出ます。」欄に✓印を記入し署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等用）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「年金記録の訂正は必要ありません」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等用）」のみを受理する。

「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらの係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特

別便等用)」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日庁文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等用）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「年金記録の訂正の必要はありません」の欄に✓印が記入された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は、別添4の「年金額仮計算書（特別便等（再）用）」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例に基づきご案内することとする。（※）その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

※ ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

Q6 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者（※）については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

※受給権が発生していない未請求者も含む。

Q7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧にご説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「年金額仮計算書Ⅰ」を使用することとする。

Q8 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書（特別便等用）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

また、受け付けた「年金額仮計算書（特別便等用）」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

Q9 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。

A9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出いただいていない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

「年金記録の訂正について (お知らせ)」

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この度の年金記録をめぐるさまざまな問題につき、皆様の信頼を損ね、
お手をわずらわせましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

(さて、) ○○○様におかれましては年金記録の追加訂正の申し出をして
いただき、過日、これに基づいて年金額の再計算を行いました。

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この結果、(○○○様は、・・・の理由により) 年金額が減額となっ
ておりますが、当初の私どものご説明が十分ではなかったために、○○
○様に十分ご理解、ご納得をいただけないまま、年金記録の追加訂正の
申し出をいただいた可能性もあると考えております。

つきましては、年金記録訂正についてのご疑問やご不明な点がござい
ましたら、あらためて、年金記録や年金額についてご相談させていただ
きたいと考えておりますので、詳しくは下記の照会窓口にお問い合わせ
いただきますようお願い申し上げます。

以上の文面をベースに、具体的事例に応じ、適宜
情報を追加の上、お客様へ通知してください。

〒

—

日本年金機構

年金事務所

電話

(担当)

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙台帳等の記録との内~~容~~を照合したところ、お客様の年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等~~が~~が判明しましたので、その内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行います。新たに戸籍・住民票などの提出~~を~~必要な場合には、追ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくお願いいたします。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名			生年月日		
基礎年金番号			年金証書記号番号		
上記以外の 手帳記号番号					
備 考			記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)		

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

◎

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金額訂正申出書	
上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続きを申し出ます。	
平成 年 月 日	郵便番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
厚生労働大臣 殿	電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加・ 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	

*訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

㊟

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書	
【上記内容をご確認いただき、下記「□」欄のいずれかに✓印をご記入の上署名願います。】	
□ 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。	
□ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。	
平成 年 月 日	郵便番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	㊟
厚生労働大臣 殿	電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

過日行われた記録の訂正及び年金額の再計算を取り消した場合、次のとおりとなります。
よくご確認いただいたうえで、【年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書】
に記入されて、当年金事務所に提出ください。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名			生年月日	
基礎年金番号			年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号				
備 考			記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ~ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ~ 年 月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書

先に行った年金記録の訂正及び年金額の再計算を取り消し、再度年金額を再計算してください。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

<緊急>

記録問題関係

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により
年金額への影響がある方に関する取扱い（年金額仮計算書の様式変更等）
（諸規程によらない定め）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

本部関係部

記録問題対策部、年金相談部、業務管理部、
記録管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある方に関する取扱いについて」（平成20年2月8日付け庁文発第0208001号）及び「記録訂正による年金額への影響がある方に関する取扱いの変更について」（平成20年4月25日付け庁文発第0425001号）により、加えて、具体的な窓口対応等については、⑦「記録訂正による年金額への影響がある方に対する窓口対応等について」（平成20年2月8日付け事務連絡）及び④「記録訂正による年金額試算結果の把握について」（平成20年4月25日付け事務連絡）により取り扱ってきたところです。

しかしながら、⑦及び④の事務連絡では、申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認した上で、記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いが、必ずしも明確ではないとの指摘があることから、今回、その明確化を図るため、⑦の別紙1「対応要領のQ&A」を改め「別添①」のとおりとし、あわせて、特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正の場合の、年金額仮計算書の様式を「別添②-2」（特別便等・Ⅱ）のとおりとします。（特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外は従前の様式に「Ⅰ」を付した「別添②-1」（特別便等以外）を使用して下さい）

また、今後、年金記録の訂正を要すると思われる期間がある方に対して、「別添③」のお知らせを行ったうえで、年金額仮計算書を示す取扱いとするものです。

なお、「別添②-2」及び「別添②-3」に基づく件数の報告については、別途指示いたします。

※ 今回の指示は、あくまでも申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いの明確化を図るものであって、これまでの通知自体を変更するものではありません。

ポイント (内容)

1 対応要領のQ & Aについて「別添①」

- 申し出された方が、訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断した場合は、年金額仮計算書により「年金記録の訂正は必要ない」ことを申し出ていただき、記録訂正を行わない取扱いとしました。

2 年金額仮計算書の様式について「別添②-2」(特別便等・Ⅱ)

- 「年金記録の訂正」及び「年金額の再計算」に同意のうえ申出を行っていただく旨が明確になるようにするとともに、記録訂正の必要はないと判断した方には、従来のように申出書の不提出といった曖昧な形ではなく、「年金記録の訂正は必要はない」意思を明確に示していただくため、下記のとおり様式の追加を行いました。

① 「年金記録の訂正」および「年金額の再計算」を申出する場合

⇒ 『 ☐ 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。』の口欄に✓印を入れて申出

② 「年金記録の訂正」を必要としないので「年金額の再計算」も必要ない場合

⇒ 『 ☐ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。』の口欄に✓印を入れて申出

3 年金額仮計算書を示す際のお知らせについて「別添③」

- 下記の内容を、ご本人にお知らせすることとしました。
 - ・ 年金額再計算の結果、年金額が減額となる場合もあり得ること
 - ・ 再計算後の年金額は、年金額仮計算書に記載している額となる見込みであること
 - ・ 年金額仮計算書に記載された内容をご確認いただき、申出書欄において、年金記録の訂正は必要ない旨の申出をした方については、年金額の再計算は行わないこと

4 これまでに減額した事例への対応について「別添②-3」(特別便等(再)・Ⅲ)

- 既に年金額が減額となった事案のうち、年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方で、改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、ご本人にお知らせし、丁寧に説明した上で、記録訂正の取消の申出があった方については、過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ないこととします。

(備考)

- ・ これまでと同様、年金見込額の試算を行った際には、年金額仮計算書に必要事項を記載し、必ず担当者の年金事務所又は事務センターの名称、氏名、連絡先を記載、押印(担当者名が付された決裁用スタンプ等による代用も可)した上でご本人に提示し、記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明を行い、申出書欄に署名(押印)していただくとともに、当該年金額仮計算書・申出書をコピーし試算結果のハードコピーを添付した上で、必ず本人に交付すること。
- ・ なお、年金加入期間が25年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、当該年金額仮計算書・申出書の「記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者」欄に○印を付し、当該申出書の表現を「年金が受給できる」、「年金請求書」など取り繕い、上記と同様に、本人に説明を行い交付すること。

5 1~4に関する申出を年金事務所で受け付けた場合の件数の報告については別途指示いたします。

6 この指示・依頼は「平成22年4月14日」から実施することといたします。

※「業務処理マニュアル」の該当箇所の追加・訂正については詳細が固まり次第追って連絡いたします。

審査担当チェック欄 ■

照会先

本部 年金給付部 給付企画G
給付指導G

連絡先

(直通)

対応要領のQ & A

Q1 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

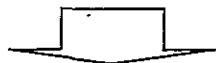
A1 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額 of 訂正

（注）なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」（平成22年4月1日）のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参



①持参された照会票により記録を確認

②以下の例のような方に対しては、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。

（減額・裁定取消が起こりうる主な例）

- ・通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
- ・第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
- ・障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなして計算）
- ・年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
- ・配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
- ・旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
- ・基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
- ・旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等）（別添②-2）」を作成し、「年金額の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）（別添③）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等）」下段「年金額の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のチェックボックスのいずれかにチェック・署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等）」における「年金額の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「年金額を訂正し、年金額を再計算してください。」欄に✓印を記入し署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「年金額の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等）」のみを受理する。

「年金額を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金額の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金額の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらの係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特別便等）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日庁文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印が記入された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）「別添③」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は「別添②-3」の「年金額仮計算書（特別便等（再））」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例（別紙Q5のA5関係）に基づきご案内することとする。（※1）

その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

(※1) ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

Q6 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者(※2)については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

(※2) 受給権が発生していない未請求者も含む。

Q7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧にご説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「別添②-1」の「年金額仮計算書(特別便等以外)」を使用することとする。

Q8 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書(特別便等)(別添②-2)」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。(なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。)

また、受け付けた「年金額仮計算書(特別便等)」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

Q9 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。

A9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出いただいていない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

「年金記録の訂正について（お知らせ）」

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この度の年金記録をめぐるさまざまな問題につき、皆様の信頼を損ね、
お手をわずらわせましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

（さて、）〇〇〇様におかれましては年金記録の追加訂正の申し出をし
ていただき、過日、これに基づいて年金額の再計算を行いました。

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この結果、（〇〇〇様は、・・・の理由により）年金額が減額となっ
ておりますが、当初の私どものご説明が十分ではなかったために、〇〇
〇様に十分ご理解、ご納得をいただけないまま、年金記録の追加訂正の
申し出をいただいた可能性もあると考えております。

つきましては、年金記録訂正についてのご疑問やご不明な点がござい
ましたら、あらためて、年金記録や年金額についてご相談させていただ
きたいと考えておりますので、詳しくは下記の照会窓口にお問い合わせ
いただきますようお願い申し上げます。

以上の文面をベースに、具体的事例に応じ、適宜
情報を追加の上、お客様へ通知してください。

〒

—

日本年金機構

年金事務所

電話

（担当）

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙台帳等の記録との内容を照合したところ、お客様の年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等が判明しましたので、その内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行います。新たに戸籍・住民票などの提出が必要な場合には、追ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくお願いいたします。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備 考	記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)		

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 ・ 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

◎

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金額訂正申出書	
上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続きを申し出ます。	
平成 年 月 日	郵便番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
厚生労働大臣 殿	電話番号
	◎

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備 考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 ・ 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	

* 訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

㊞

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書	
【上記内容をご確認いただき、下記「□」欄のいずれかに✓印をご記入の上署名願います。】	
☐ 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。 ☐ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。	
平成 年 月 日	郵便番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
厚生労働大臣 殿	電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

過日行われた記録の訂正及び年金額の再計算を取り消した場合、次のとおりとなります。
よくご確認いただいたうえで、【年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書】
に記入されて、当年金事務所に提出ください。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備 考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年 月 ～ 年 月 [] → 昭・平 年 月 ～ 年 月 []	

* 訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書

先に行った年金記録の訂正及び年金額の再計算を取り消し、再度年金額を再計算してください。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」

お客様の年金加入記録をお調べした結果、訂正を要すると思われる期間等があり、この結果に基づいて「年金額仮計算書（特別便等）」を作成いたしましたのでお知らせします。

1. 「年金額仮計算書（特別便等）」の内容をご確認ください。

- ① 訂正を要すると思われる期間等は、【②年金記録の訂正内容】に記載しています。
- ② 訂正を要すると思われる期間等の変更を加えた場合のお客様の年金額について、仮に訂正したものとして計算した見込額を【③年金額仮計算結果】の変更後欄に記載しています。年金額が減額となっている場合もありますので、よくご確認ください。

2. 「年金額仮計算書」下段の「年金記録及び年金額の再計算に関する申出書」に必要事項をご記入のうえ、当年金事務所にご提出ください。

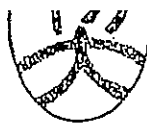
- ① 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」または「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」のいずれかの□欄に✓印をご記入ください。
- ② 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」欄にご記入いただいた方につきましては、追って、日本年金機構本部から、記録の訂正後に再計算した後の年金額についてお知らせいたします。
なお、年金額の再計算を行う際に、戸籍や住民票などをご提出いただく必要がある場合もございます。その際には、後日あらためてご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。
- ③ 「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」欄にご記入いただいた方につきましては、年金額の再計算は行わず、あらためてのご通知、ご連絡はいたしませんので、ご了解願います。

このほか、ご不明な点がございましたら、下記の照会窓口にお問い合わせください。

〒

日本年金機構

年金事務所
電話



年管管発0430第1号

平成22年4月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課長



厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける
年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案についても、年金事務所段階において記録回復を行い、脱退手当金を受給していなかったものと認定することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び厚生労働省年金局事業管理課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)又は(2)の場合に該当する事案とする(ただし、2に該当する事案を除く。)

(1) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。

(2) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。
- ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること。
- ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

2 対象外となる事案

ただし、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあつては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合
- (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合
- (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合
- (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金の支給決定がされている場合
- (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あつせん、一部あつせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

年金事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

年金事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ上記2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

年金事務所においては年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

年金事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取件数（年金事務所段階における年金記録の回復件数）として、貴機構本部において取りまとめ、当課へ報告すること（当該報告は、当課から年金記録確認中央第三者委員会にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、関係年金事務所に返送された場合にも適用すること。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼すること。

記録問題関係

平成22年4月30日

給付指 2010-81

脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準 (諸規程によらない定め)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚生G	国民G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国民課	記録課	相談室
		○	○	○				◎					○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、記録問題対策部、年金相談部、厚生年金保険部、国民年金部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、厚生労働省年金局事業管理課より、年金事務所段階における記録回復基準が定められましたので、その取扱いについてご連絡するものです。

ポイント(内容)

○脱退手当金に係る記録の回復については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保発第1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において記録回復を行っているところです。

○今般、更なる処理の迅速化を図るため、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」(平成22年4月30日付け年管管発0430第1号)(別添1)において、脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、一定の要件に該当する場合には、年金事務所段階において記録回復を行うこととされましたので、別添2に従い、適切かつ迅速にお取り扱いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当

連絡先

(直通)

審査担当マツノ



(別添1)

年管管発0430第1号

平成22年4月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課



厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける
年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案についても、年金事務所段階において記録回復を行い、脱退手当金を受給していなかったものと認定することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び厚生労働省年金局事業管理課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)又は(2)の場合に該当する事案とする(ただし、2に該当する事案を除く。)

(1) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。

(2) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。
- ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること。
- ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

2 対象外となる事案

ただし、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあつては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合
- (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合
- (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合
- (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金の支給決定がされている場合
- (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あつせん、一部あつせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

年金事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

年金事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ上記2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

年金事務所においては年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

年金事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取件数（年金事務所段階における年金記録の回復件数）として、貴機構本部において取りまとめ、当課へ報告すること（当該報告は、当課から年金記録確認中央第三者委員会にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、関係年金事務所に返送された場合にも適用すること。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼すること。

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案にかかる年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知及び平成21年12月25日付け事務連絡。（以下「平成21年通知」という。））に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところです。

今般、脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成22年4月30日付け年管管発0430第1号以下「平成22年通知」という。）が発出されたことに伴い、下記のとおり、年金事務所段階において記録回復を行っていただきますよう、お願いいたします。

記

1 記録回復の可否の判断

年金事務所においては、受け付けた厚生年金保険の脱退手当金に係る「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）のうち、通知記1における事案について、以下により年金事務所段階において年金記録の回復を行うことができる事案であるか否かを判断することとする。

(1) 「平成22年通知」記1(1)に係る確認

- ① 通知記1(1)①における「脱退手当金の支給日」とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票（一時金画面）に表示される「支給日」をいうものとする（以下、本指示依頼において同じ。）。
- ② 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）の確認については、社会保険オンラインシステムの「被保険者期間記録照会回答票（資格画面）（届書コード021-1）」により確認すること。

(2) 「平成22年通知」記1(2)①から④までに係る確認

脱退手当金未支給期間の確認については、社会保険オンラインシステム

の「被保険者期間記録照会回答表（資格画面）（届書コード021-1）」により確認すること

③の確認については、「被保険者期間記録照会回答表（資格画面）（届書コード021-1）」及び「基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（届書コード020）」により確認すること。

また、③の「国民年金等に加入」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に加入していることをいい、「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に加入していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に加入していた場合であって、10年以上継続して加入（継続して複数の制度に加入している場合を含む。）しており、国民年金においてはこの期間がすべて保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）である場合に、当該基準に該当するものとする。

2 対象外となる事案

（1）「平成22年通知」記2（1）に係る確認

「脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合」とは、以下のようなものがある場合をいう。

なお、機構本部が保有するものについての確認の方法は、おって指示を行う。

（例）

- ・年金事務所が保有するもの 申立人の脱退手当金裁定請求書、脱退手当金の受付処理簿、会計帳簿、脱退手当金の支給報告書等。ただし、脱退手当金を支給したことを示す表示が付された厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿は対象としない。
- ・申立人本人が保有するもの 脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる厚生年金保険被保険者証、脱退手当金の支給決定通知書、脱退手当金を支給したことを示す記載がある期間回答書等
- ・年金機構本部が保有するもの 記録回答を行ったことや脱退手当金を支給したことを記載した厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）

（2）「平成22年通知」記2（2）に係る確認

申立人が、当該脱退手当金の支給記録の一部の期間を対象とした脱退手当金を受給した旨の証言をしている場合をいうこと。

（3）「平成22年通知」記2（3）に係る確認

「基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（届書コード020）」及び「被保険者原票照会回答票（届書コード080）」並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払

出（索引）票により確認すること。

（４）「平成２２年通知」記２（４）に係る確認

「支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が１つでもある場合をいうこと。

なお、共済組合加入期間又は厚生年金基金加入期間を有する者については、受付事務所において、当該共済組合又は厚生年金基金に対し、申立人に係る共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給の有無を確認し、これらのいずれかを受給していたことが確認できた場合は、上記の「支給記録が複数回ある場合」に該当するものとする。

（５）「平成２２年通知」記２（５）に係る確認

社会保険オンラインシステムの「被保険者期間記録照会回答票（資格画面）（届書コード０２１－１）」により確認すること。

（６）「平成２２年通知」記２（６）に係る確認

受付事務所は、当該事務所において管理する第三者委員会確認申立書受付管理簿（以下「受付簿」という。）により、申立人に係る確認申立書の過去の受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

なお、申立人が、過去に同内容の申立てを行っている旨を回答しているにも関わらず、受付簿に記録がない場合においては、申立人から過去に申立てを行った年金事務所を聴取した上で、該当する年金事務所に受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

（７）上記の取扱いに疑義が生じた場合には、本部（事業管理部門）へ照会すること。なお、照会先についてはおって指示する。

（８）年金事務所段階において記録回復を行うことができる事案であるか否かの判断を行う際には、必ず「第三者委員会送付前の年金事務所段階における記録回復の可否確認票（別紙１。以下「可否確認票」という。）を作成し確認すること。

３ 第三者委員会への送付

上記１及び２における確認等により、年金事務所段階における記録回復が困難と判断された事案については、第三者委員会へ送付することとし、送付に当たっては、申立人から提出のあった書類等及び年金事務所において収集した書類等がある場合には、確認申立書に当該書類等を添付するとともに、上記２（８）で作成した可否確認票を必ず添付すること。

4 記録回復後の取扱い

(1) 申立ての取下げ

年金事務所段階において記録回復を行った事案に係る確認申立書については、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。（この場合、申立人からの取下書の提出は不要とする。）

(2) 記録訂正事跡確認システムへの入力

上記1及び2において記録回復の対象事案と判断され、年金事務所段階において記録回復を行った事案については、必ず記録訂正事跡確認システム（「記録訂正事跡確認システムの導入等について」平成21年10月16日付け庁文発第1016006号社会保険庁運営部企画課長、社会保険庁運営部年金保険課長通知）への入力を行うこと。

5 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において、記録回復を行った場合は、毎週月曜日から金曜日までに年金事務所において記録回復を行った事案に係る件数を取りまとめ、「平成21年通知」に基づき報告している別紙2-1を別紙2「脱退手当金の記録回復処理状況（週次）」に改め、翌週火曜日15時までに、本部までメールで送付すること。

なお送付に当たっては、LANシステムにより、件名を「〇〇事務センター脱手（まだら事案）回復件数（〇月〇日～〇月〇日）」として、第三者委員会特殊アドレス [REDACTED] へ送付すること。

6 その他

(1) 「平成22年通知」記5により、既に第三者委員会に送付している事案であって、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得るものとして返送された事案についても、同様に取り扱うこと。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、受付年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼することとし、同様に取り扱うこと。

(2) 年金事務所段階で記録回復を行った事案については、確認申立書及び関係書類を、その他の確認申立書とは別に保管すること。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票

【厚生年金保険 脱退手当金】

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住 所					
申立期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

確認項目		チェック欄	
		はい	いいえ
1. 申立ての内容が、脱退手当金を受給していないとする旨の申立てである。			
2. 申立て内容が、平成21年通知「記1」の(1)から(4)または平成22年通知の(1)(2)((1)は(5)、(2)は(6))のいずれかに該当する。			
該当する項目にチェックすること	(1) ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合(ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合は除く。)、 かつ、 イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合	/	
	(2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合(ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。)		
	(3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていない場合		
	(4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合		
	(5) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない脱退手当金未支給期間があること ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。		
	(6) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、未支給決定時、異なる記号番号で管理されていたこと。 ③ 当該脱退手当金の支給日より1年以内に国民年金等に加入し、保険料を納付していること。 ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。		

確認項目			チェック欄	
			はい	いいえ
3. 申立て内容が、平成22年通知「記2」の(1)から(6)のいずれにも該当しない。				
該当する項目にチェックすること	(1)	年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合	/	
	(2)	本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合		
	(3)	当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合		
	(4)	脱退手当金の支給記録が複数回ある場合		
	(5)	厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給決定されている場合		
	(6)	申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案、一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合		
4. 社会保険事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)				

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。

確認項目 確認者	〇〇年金事務所 所属 氏名
-------------	---------------

(別紙2)

脱退手当金の記録回復処理状況(週次)
《平成22年 月 日～平成22年 月 日処理分》

(単位:件)

年金事務所名	事 案 数 (※)	① 「脱」表示なし	② 重複取消未処理	③ 性別記録男性	④脱退手当未支給期間あり (同一記号番号)	⑤脱退手当金未支給期間あり (異なる記号番号)

※ 「脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)」(平成22年4月30日付け給付指2010-81)に基づき記録回復を行った件数を計上すること。

※ 件数の計上にあたっては、確認申立書の取下げ件数との間に齟齬が生じないよう十分注意すること。

(参考1)

庁保険発第1225001号

平成21年12月26日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立て
における社会保険事務所段階での記録回復について

厚生年金保険に係る年金記録の確認の申立てのうち、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録については、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについても、第三者委員会におけるあっせん事案の蓄積から、社会保険事務所において定型的に判断できるものについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)から、(4)のいずれかに該当する事案とする（ただし、2に該当する事案を除く。）。

(1) 次のア及びイのいずれの要件にも該当するもの。

ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなってい

る場合（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）

イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合

（２）申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合（ただし、申立人の資格喪失後、６か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和２８年１１月前である場合を除く。）

（３）異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後１か月以内に行われているものに限る。）が行われていない場合

（４）脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

２ 対象外となる事案

申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあつては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

（１）社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合

（２）申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合

（３）脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

（４）申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あつせん事案。一部あつせん事案を含む。）についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。

(参考2)

事 務 連 絡

平成21年12月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課

課長補佐

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける
社会保険事務所段階での記録回復に係る取扱いについて

標記については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日付け庁保険発第1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「通知」という。）により通知したところですが、記録回復に当たっての具体的な取扱いを下記のとおり連絡いたしますので、今後の取扱いに遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

記

1 記録回復の可否の判断

社会保険事務所においては、受け付けた厚生年金保険の脱退手当金に係る「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）のうち、通知記1における事案について、以下により、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うことができる事案であるか否かを判断することとする。

(1) 通知記1(1)に係る確認

- ① アにおける「脱退手当金の支給決定がされている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票（一時金画面）に表示される「支給日」をいうものとする（以下、本事務連絡において同じ。）。
- ② 確認申立書を受け付けた社会保険事務所（以下「受付事務所」という。）は、申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出（索引）票（以下「払出簿等」という。）により、

申立人の記録が旧姓表示か否かの確認を行うこと。

その際、被保険者名簿等は社会保険オンラインシステムの健保厚年被保険者原票等検索閲覧照会票（届書コード080）により確認することとし、払出簿等については、当分の間、申立期間のうち婚姻等による改姓後の期間に係る事業所の被保険者名簿等に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）を払い出した社会保険事務所（以下「払出事務所」という。）が受付事務所以外の場合は、当該払出事務所において保有する払出簿等の写しの提供を求めた上で確認を行うこと（以下、被保険者名簿等及び払出簿等の確認において同じ。）。

確認の結果、被保険者名簿等及び払出簿等のいずれも旧姓表示のままであった場合は、当該基準に該当するものとする（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）。

③ イにおける「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、上記①における脱退手当金の支給決定がされている日から資格取得日までの期間により判断すること。

④ イにおける「国民年金等へ加入」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に加入していることをいい、「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に加入していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に加入していた場合であって、10年以上継続して加入（継続して複数の制度に加入している場合を含む。）しており、国民年金においてはこの期間がすべて保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）である場合に、当該基準に該当するものとする。

（2）通知記1（2）に係る確認

申立人が自ら保有する厚生年金保険被保険者証により確認を行い、必ず当該被保険者証に記載されている記号番号の払出簿等において、支給決定日後に再交付されたものでないことの確認を行うこと。

なお、脱退手当金の支給決定日が昭和28年11月前の場合は、脱退手当金を支給したことを示す表示を行うこととされていなかったことから、当該基準に該当しないものであること。

（3）通知記1（3）に係る確認

当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間が複数ある場合は、当該期間に係るすべての事業所の被保険者名簿等を確認の上、当該被保険者名簿等に記載された申立人の記号番号が複数あるときは、これらの記号番号に係る被保険者名簿等及び払出簿等により、複数の記号番号の重複取消処理が行われているか否かを確認することとし、これらのいずれの書類においても重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われたこ

とを示す記載がない場合は、当該基準に該当するものとする。

(4) 通知記1(4)に係る確認

当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該申立人の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、当該基準に該当するものとする。

(5) 通知記2(1)に係る確認

「脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合」とは、以下のような場合をいう。

(例)

- ・ 社会保険事務所において、申立人の脱退手当金裁定請求書を保有している場合
- ・ 社会保険事務所において保有している被保険者名簿等に、脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる場合
- ・ 申立人本人が保有する厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる場合 等

(6) 通知記2(2)に係る確認

申立人が、当該脱退手当金の支給記録の一部の期間を対象とした脱退手当金を受給した旨の証言をしている場合をいう。

(7) 通知記2(3)に係る確認

「支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合をいう。

なお、共済組合加入期間又は厚生年金基金加入期間を有する者については、受付事務所において、当該共済組合又は厚生年金基金に対し、申立人に係る共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給の有無を確認し、これらのいずれかを受給していたことが確認できた場合は、上記の「支給記録が複数回ある場合」に該当するものとする。

(8) 通知記2(4)に係る確認

受付事務所は、当該事務所において管理する第三者委員会確認申立書受付管理簿(以下「受付簿」という。)により、申立人に係る確認申立書の過去の受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

なお、申立人が、過去に同内容の申立てを行っている旨を回答しているにも関

わらず、受付簿に記録がない場合においては、申立人から過去に申立てを行った社会保険事務所名を聴取した上で、該当する社会保険事務所に受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

(9) 上記(1)から(8)の取扱いに疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

(10) 社会保険事務所段階において記録回復を行うことができる事案であるか否かの判断を行う際には、必ず「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票」(別紙1。以下「可否確認票」という。)を作成し確認すること。

2 第三者委員会への送付

上記1における確認等により、社会保険事務所段階における記録回復が困難と判断された事案については、第三者委員会へ送付することとし、送付に当たっては、申立人から提出のあった書類等及び社会保険事務所において収集した書類等がある場合には、確認申立書に当該書類等を添付するとともに、上記1(10)において作成した可否確認票を必ず添付すること。

3 記録回復後の取扱い

(1) 申立ての取下げ

上記1において記録回復の対象事案と判断され、社会保険事務所段階において記録回復を行った事案に係る確認申立書については、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと(この場合、申立人からの取下書の提出は不要とする。)

(2) 記録訂正事跡確認システムへの入力

上記1において記録回復の対象事案と判断され、社会保険事務所段階において記録回復を行った事案については、必ず本年10月19日より稼働開始となった記録訂正事跡確認システム(「記録訂正事跡確認システムの導入等について」平成21年10月16日付け庁文発第1016006号社会保険庁運営部企画課長、社会保険庁運営部年金保険課長通知)への入力を行うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記1により対象事案と判断し記録回復を行った場合は、毎週月曜日から金曜日までに社会保険事務所において記録回復を行った事案に係る件数を取りまとめ、「脱退手当金の記録回復処理状況(週次)」(別紙2)により、翌週火曜日15時までに、本庁年金保険課あてメー

ルで送付すること。

なお、送付に当たっては、社会保険庁LANシステムにより、件名を「(〇〇事務局) 脱手回復件数 (〇月〇日～〇月〇日)」として、第三者委員会特殊アドレス
[REDACTED] あてに送付すること。

5 その他

- (1) 通知記5により、既に第三者委員会に送付している事案であって、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得るものとして返送された事案については、本事務連絡に基づき同様に扱うこと。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、受付事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を当該第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼することとし、本事務連絡に基づき同様に扱うこと。

- (2) 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、確認申立書及び関係書類を、その他の確認申立書とは別に保管すること。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票

【厚生年金保険 脱退手当金】

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住 所					
申立期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

確認項目		チェック欄	
		はい	いいえ
1. 申立ての内容が、脱退手当金を受給していないとする旨の申立てである。			
2. 申立て内容が、平成21年通知「記1」の(1)から(4)または平成22年通知の(1)(2)(1)は(5)、(2)は(6)のいずれかに該当する。			
該当する項目にチェックすること	(1) ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合(ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合は除く。)、 かつ、 イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に参加し、保険料を納付している場合		
	(2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合(ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。)		
	(3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていない場合		
	(4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合		
	(5) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない脱退手当金未支給期間があること ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。		
	(6) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、未支給決定時、異なる記号番号で管理されていたこと。 ③ 当該脱退手当金の支給日より1年以内に国民年金等に参加し、保険料を納付していること。 ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。		

確認項目			チェック欄	
			はい	いいえ
3. 申立て内容が、平成22年通知「記2」の(1)から(6)のいずれにも該当しない。				
該当する項目にチェックすること	(1)	年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合		/
	(2)	本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合		
	(3)	当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合		
	(4)	脱退手当金の支給記録が複数回ある場合		
	(5)	厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給決定されている場合		
	(6)	申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合		
4. 社会保険事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)				

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。

確認項目 確認者	〇〇年金事務所 所属 氏名
-------------	---------------

(別紙2)

脱退手当金の記録回復処理状況(週次)
《平成22年 月 日～平成22年 月 日処理分》

(単位:件)

年金事務所名	事 案 数 (※)	① 「脱」表示なし	② 重複取消未処理	③ 性別記録男性	④脱退手当未支給期間あり (同一記号番号)	⑤脱退手当金未支給期間あり (異なる記号番号)

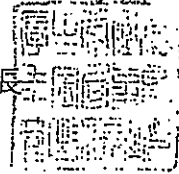
※ 「脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)」(平成22年4月30日付け給付指2010-81)に基づき記録回復を行った件数を計上すること。

※ 件数の計上にあたっては、確認申立書の取下げ件数との間に齟齬が生じないように十分注意すること。

平成22年9月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課長



災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が
滅失した場合における資格記録等の回復基準について

災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について、今般、年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、別添1「災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準」及び別添2「災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準」の基準に該当する事案については、年金事務所において記録回復を行うこととしたので、日本年金機構におかれては、その適切な実施に遺漏のないよう取り扱われたい。なお、これらの基準に該当する事案については、年金記録確認第三者委員会への申立てを要しないことを申し添える。

災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震、風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる被保険者期間等に係る記録

- (1) 年金事務所等において保管する紙台帳が滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等を確認することができないもの
- (2) 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）

3 回復基準

- (1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。

ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）

イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）

ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること

エ. 本人保管又は適用事業所保管の給与明細書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること

オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること

- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等

が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

② (保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、災害等の年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。

確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種(男性)または2種(女性)とする。

災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における当該被保険者記録の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる国民年金の被保険者記録

年金事務所等及び市区町村において保管する名簿等が滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、被保険者記録を確認することができないもの。（年金事務所等又は市区町村のいずれかで被保険者記録が確認できる場合は、その内容に基づき記録を回復することとする。）

3 回復基準

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

① 資格記録については、以下に挙げる法令に定める要件に該当していたことを各種資料（本人が所持する年金手帳、戸籍謄本等）により確認した上でこれを特定する。

- ・ 日本国内に住所を有していたか
- ・ 被用者年金制度の被保険者資格を有していたか
- ・ 婚姻の事実があったか 等

② 各種資料が存在しない場合は、法令に定める資格要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づいた資格記録とする。

(2) 納付記録

納付記録については、本人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料を基に総合的に判断することとし、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づき納付記録を回復する。

記録問題関係

平成22年9月30日

国年指2010-396

厚年指2010-328

災害等により被保険者記録が滅失した場合における 被保険者記録の回復基準（諸規定によらない定め）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	◎	◎		◎	◎	

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部 事業企画部、記録問題対策部、記録管理部

目的・趣旨

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復について、厚生労働省年金局事業管理課から被保険者記録の回復基準が示されましたので、その取扱いについてお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 厚生労働省年金局において、災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準が定められ、「災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について」（平成22年9月30日付け年管管発0930第3号）（別添1）により機構へ通知されましたので、各年金事務所長におかれては、担当職員への周知徹底をお願いいたします。
- 当該回復基準に基づき、国民年金については別添2により、厚生年金保険については別添3により、記録回復を行ってください。
- 本回復基準においては、他に参考となる証拠がない場合には最終的にはご本人の申出内容に基づき記録を回復することとされていますが、この取扱いは、災害等により記録が滅失した特定の地域・特定の時期に限定されます。不正な申出による給付を防ぐため、当分の間、本回復基準の適用に当たっては、あらかじめ「可否確認票」（別添2又は別添3の別紙2）を本部に送付してください。本部でも確認の上、ご連絡をいたします。
- なお、平成22年2月4日付け〔経企指2010-14〕により、過去に災害等により記録が滅失した事例としてご報告いただいたものは、「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」（別添2又は別添3の別紙1）のとおりです。※非公表のため取扱注意

審査担当fryk欄 ■

照会先

（国民年金関係）

本部国民年金部適用収納企画指導G

（直通）

（厚生年金関係）

本部厚生年金保険部適用収納企画指導G

（直通）

(別添1)

年管官発0930第3号
平成22年9月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)



厚生労働省年金局事業管理課長

災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について

災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について、今後、年金記録の確証を促進し、記録の回復を進めるため、別添1「災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準」及び別添2「災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準」の基準に該当する事案については、年金事務所において記録回復を行うこととしたので、日本年金機構におかれは、その適切な実施に連携のないよう取り扱われたい。なお、これらの基準に該当する事案については、年金記録確認第三者委員会への申立てを要しないことを申し添える。

災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が 滅失した場合における資格記録等の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震、風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる被保険者期間等に係る記録

- (1) 年金事務所等において保管する紙台帳が滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等を確認することができないもの
- (2) 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）

3 回復基準

- (1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。

ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）

イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）

ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること

エ. 本人保管又は適用事業所保管の給与明細書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること

オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること

- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等

が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

② (保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、災害等の年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。

確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)。

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種(男性)または2種(女性)とする。

災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における当該被保険者記録の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる国民年金の被保険者記録

年金事務所等及び市区町村において保管する名簿等が滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、被保険者記録を確認することができないもの。（年金事務所等又は市区町村のいずれかで被保険者記録が確認できる場合は、その内容に基づき記録を回復することとする。）

3 回復基準

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

① 資格記録については、以下に挙げる法令に定める要件に該当していたことを各種資料（本人が所持する年金手帳、戸籍謄本等）により確認した上でこれを特定する。

- ・ 日本国内に住所を有していたか
- ・ 被用者年金制度の被保険者資格を有していたか
- ・ 婚姻の事実があったか 等

② 各種資料が存在しない場合は、法令に定める資格要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づいた資格記録とする。

(2) 納付記録

納付記録については、本人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料を基に総合的に判断することとし、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づき納付記録を回復する。

災害等により被保険者記録が滅失した場合における
被保険者記録の回復基準の具体的取扱い（国民年金）

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における被保険者記録の回復基準（以下「災害基準」という。）については、今般、厚生労働省年金局事業管理課から示されたところであるが、具体的取扱いについては、下記によることとする。

記

1. 対象となる事案

(1) 対象となる事案は、以下の①～④のすべてに該当するものであること。

- ① 国民年金の被保険者記録についての照会であること。
- ② 照会のあった被保険者記録について、年金事務所等及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより、確認ができないこと。
- ③ 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められること。
- ④ 照会のあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものであること。

(2) 災害等の発生時期及び発生地域等に関する事実確認は、別紙1「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」により行うこと。(別紙1は略)

2. 災害基準の適用

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

- ① 資格記録については、年齢が20歳以上60歳未満であること、日本国内に住所を有すること、被用者年金制度の被保険者資格を有していないこと、被用者年金制度の被保険者資格を有する者の配偶者でないこと等、法令に定める要件に該当していたことを申立人が所持する年金手帳、戸籍謄本及び戸籍の付票等の資料により事実確認した上でこれを特定すること。
- ② 事実確認を行うために必要な資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、本人の申出内容に基づいて資格記録を特定すること。

(2) 納付記録

納付記録については、申立人が保有する資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料等を基に総合的に判断して回復すること。各種資料が存在しない場合には、法令に定める要件に反しない限り、本人の申出内容に基づいて納付記録を回復すること。

(3) 具体的な確認方法

災害基準により記録回復を行うことができる事案であるかの確認は、「災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票」(別紙2 以下「可否確認票」という。)を作成した上で行うこと。

3. 記録訂正事跡確認システムの入力

追って指示することとする。

4. 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において災害基準により記録回復を行った場合は、毎月1日から月末までの間における記録回復件数等を取りまとめ、報告様式(別紙3)により翌月5日(休日に当たる場合はその翌日)までに本部宛メールで報告すること。(0件の場合は報告不要。)

なお、報告に当たっては、メールの件名を「〇〇(都道府県名)災害基準件数報告(〇年〇月分)」とした上で、第三者委員会特殊メールアドレス XXXXXXXXXX へ送付すること。

5. その他

年金事務所において災害基準により記録回復を行った事案については、第三者委員会への確認申立書とは別に、確認書類を保管すること。

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票
(国民年金)

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住 所					
申立期間	年	月	日	～	年 月 日

確認項目	チェック欄	
	はい	いいえ
1. 申立ての内容が、国民年金の被保険者記録（資格記録、納付記録）に関するものである。		
2. 申立てのあった被保険者記録について、年金事務所及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより被保険者記録の確認ができない。		
3. 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる。		
4. 申立てのあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである。		
5. 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (申立人が資料を所持している場合) 申立人が所持する資料により、法令に定める被保険者要件に該当することが認められる。		
② (申立人が資料を所持していない場合) 申立てのあった資格記録が法令に定める被保険者要件に反していない。		
6. 納付記録に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (確認可能な資料が存在する場合) 存在する資料等から総合的に判断して、申立ての内容に妥当性があると認められる。		
② (確認可能な資料が存在しない場合) 申立ての内容が法令に定める要件に反していない。(例 被保険者となり得ない期間の保険料納付に係る申立てではないこと等)		
年金事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)		

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。
なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属	氏名
-----	---------	----	----

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準に該当した件数の報告書

《平成〇〇年〇〇月》

〇〇事務センター
(担当者:)

都道府県	年金 事務所	国民年金			厚生年金				
		件数	(記録回復の内容)		件数	(記録回復の内容)			
			(1)資格記録	(2)納付記録		(1)資格取得年月日	(2)資格喪失年月日	(3)標準報酬月額	(4)被保険者種別
計									

災害等により被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における
資格記録等の回復基準の具体的取扱い（厚生年金）

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震又は風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準（以下「災害基準」という。）については、今般、厚生労働省年金局事業管理課から示されたところであるが、具体的取扱いについては、下記によることとする。

記

1. 対象となる事案

(1) 対象となる事案は、以下の①～④のすべてに該当するものであること。

- ① 厚生年金の被保険者期間等についての照会であること。
- ② 照会のあった被保険者期間等について、年金事務所等において保管する紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるため確認できないこと。
- ③ 照会のあった被保険者期間等について、複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められる（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）ため確認できないこと。
- ④ 照会のあった被保険者期間等が、災害等の発生年月以前のものであること。

(2) 災害等の発生時期及び発生地域等に関する事実確認は、別紙1「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」により行うこと。(別紙1参照)

2. 資格記録等の回復基準

(1.) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。

- ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）
- イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）
- ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること
- エ. 本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等（適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む）により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること
- オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること

- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

- ①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

- ② (保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

- ①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

- ②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

- ③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

- ④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。

確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)。

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種（男性）または2種（女性）とする。

(3) 具体的な確認方法

災害基準により記録回復を行うことができる事案であるかの確認は、「災害等により被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票」（別紙2 以下「可否確認票」という。）を作成した上で行うこと。

3. 記録訂正事跡確認システムの入力

追って指示することとする。

4. 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において災害基準により記録回復を行った場合は、毎月1日から月末までの間における記録回復件数等を取りまとめ、報告様式（別紙3）により翌月5日（休日に当たる場合はその翌日）までに本部宛メールで報告すること。（0件の場合は報告不要。）

なお、報告に当たっては、メールの件名を「〇〇（都道府県名）災害基準件数報告（〇年〇月分）」とした上で、第三者委員会特殊メールアドレス XXXXXXXXXX へ送付すること。

5. その他

年金事務所において災害基準により記録回復を行った事案については、第三者委員会への確認申立書とは別に、確認書類を保管すること。

災害等により被保険者期間等が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票 (厚生年金)

申立人氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	基礎年金番号	—
住所	〒 —			

確認項目	該当	不該当
1. 申立ての内容が、厚生年金の被保険者期間等(資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額、被保険者種別)に関するものである。		
2. 申立てのあった被保険者期間等について、年金事務所等において保管していた紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているものまたは、記録が不鮮明であり、確認ができないものである。		
3. 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるため、申立てのあった被保険者期間等が確認できない。(仮台帳、震災で消滅した台帳等を含む)		
4. 申立てのあった被保険者期間等が、災害等の発生年月日以前のものである。		
5. 被保険者であったことが推定できる。		
◆ 次のア及びイからオのいずれかに該当すること。	該当	不該当
ア 申出期間が在職期間中において、適用事業所である。(事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認を行うこと)		
イ 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。(在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。)		
ウ はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる。		
エ 本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。		
オ 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる。		

◆ 保険者記録(記録簿等)により確認(記号番号)		事業所名	
1. 事業所名簿等	事業所記号番号	—	事業所名称
2. 新規適用年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	事業所名簿・払出簿・その他()
3. 全喪年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	事業所名簿・払出簿・その他()
4. 災害等の年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	新聞・払出簿・その他()
6. 標準報酬月額	申出期間の前報酬 千円	申出期間の後報酬 千円	法定標準報酬 千円
7. 種別	1・2・3・5・6・7		確認書類
			事業所名簿・払出簿・その他()

◎ 確認申立期間等			
ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日	～ 年 月 日	標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・()
◎ 同僚等の期間等【同僚等の氏名 生年月日 年 月 日 被保険者番号】			
ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日	～ 年 月 日	標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・()

◎ 判定結果【事項 1: 資格取得年月日 2: 資格喪失年月日 3: 標準報酬月額 4: 被保険者種別 9: 不可】			
判定事項	年月日	昭和 年 月 日	標準報酬月額 千円 種別

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属	氏名
-----	---------	----	----

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票
(国民年金)

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住 所					
申立期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

確認項目	チェック欄	
	はい	いいえ
1. 申立ての内容が、国民年金の被保険者記録（資格記録、納付記録）に関するものである。		
2. 申立てのあった被保険者記録について、年金事務所及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより被保険者記録の確認ができない。		
3. 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる。		
4. 申立てのあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである。		
5. 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (申立人が資料を所持している場合) 申立人が所持する資料により、法令に定める被保険者要件に該当することが認められる。		
② (申立人が資料を所持していない場合) 申立てのあった資格記録が法令に定める被保険者要件に反していない。		
6. 納付記録に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (確認可能な資料が存在する場合) 存在する資料等から総合的に判断して、申立ての内容に妥当性があると認められる。		
② (確認可能な資料が存在しない場合) 申立ての内容が法令に定める要件に反していない。(例 被保険者となり得ない期間の保険料納付に係る申立てではないこと等)		
年金事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)		

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。
なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属	氏名
-----	---------	----	----

災害等により被保険者期間等が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票(厚生年金)

申立人氏名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	基礎年金番号	—
住 所	〒 —				

◆ 確認項目		確認	結果
1.	申立ての内容が、厚生年金の被保険者期間等(資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額、被保険者種別)に関するものである。		
2.	申立てのあった被保険者期間等について、年金事務所等において保管していた紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているものまたは、記録が不鮮明であり、確認ができないものである。		
3.	複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるため、申立てのあった被保険者期間等が確認できない。(仮台帳、被災で消滅した台帳等を含む)		
4.	申立てのあった被保険者期間等が、災害等の発生年月日以前のものである。		
5.	被保険者であったことが推定できる。		
◆ 次のア及びイからオのいずれかに該当すること。		該当	該当
ア	申出期間が在職期間中において、適用事業所である。(事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認を行うこと)		
イ	事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。(在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。)		
ウ	はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる。		
エ	本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。		
オ	年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる。		

◆ 被保険者記録(上記ア～オにより確認)【記号番号】		事業所名	
1. 事業所名簿等	事業所記号番号	—	事業所名称
2. 新規適用年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	事業所名簿・払出簿・その他()
3. 全喪年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	事業所名簿・払出簿・その他()
4. 災害等の年月日	昭和・平成 年 月 日	確認書類	新聞・払出簿・その他()
6. 標準報酬月額	申出期間の前報酬 千円	申出期間の後報酬 千円	法定標準報酬 千円
7. 種別	1・2・3・5・6・7		確認書類
			事業所名簿・払出簿・その他()

◎ 確認申立期間等			
ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日	～ 年 月 日	標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・()

◎ 同僚等の期間等【同僚等の氏名 生年月日 年 月 日 被保険者番号】			
ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日	～ 年 月 日	標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・()

◎ 判定結果【事項 1 資格取得年月日 2 資格喪失年月日 3 標準報酬月額 4 被保険者種別 9 不可】			
判定事項	年月日	昭和 年 月 日	標準報酬月額 千円 種別

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属		氏名	
-----	---------	----	--	----	--

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準に該当した件数の報告書

《平成〇〇年〇〇月》

〇〇事務センター
(担当者:)

都道府県	年金 事務所	国民年金			厚生年金				
		件数	(記録回復の内容)		件数	(記録回復の内容)			
			(1)資格記録	(2)納付記録		(1)資格取得年月日	(2)資格喪失年月日	(3)標準報酬月額	(4)被保険者種別
計									

年管企発0708第1号

年管管発0708第1号

平成23年7月8日

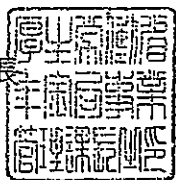
日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長



正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に係る任意加入申出の取扱いについて

日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であって六十歳以上六十五歳未満の者、日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であって、昭和四十年四月一日までに生まれた老齢基礎年金等の受給権を有しない六十五歳以上七十歳未満の者については、申出を行った日から国民年金任意加入被保険者（以下「任意加入被保険者」という。）となることができることとされている。

今般、かつて任意加入被保険者になることのできる者であったにもかかわらず、年金記録の確認の遅れにより正確な年金記録が把握できなかったために、任意加入しても老齢基礎年金等の受給権を得られないとの認識に基づいて申出を行わず、代わりに脱退手当金を受給し、現時点では既に任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなくなっている者の存在が確認されたことから、年金記録回復委員会の意見も踏まえ、当該事案等における任意加入に係る取扱いを以下のとおり定めることとしたので、各年金事務所等において適切に対応されるよう宜しく取り計らわれない。

記

1. 趣旨

六十歳以上で年金受給権を有しない者が、過去のある時点において正確な

年金記録を把握できなかったため、誤った年金記録に基づき、任意加入被保険者となる申出を行わず、代わりに脱退手当金を請求した場合であって、その後判明した新たな年金記録を加えれば、当時、脱退手当金の請求ではなく、任意加入被保険者となることにより老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったという事案が把握されている。

こうした事案においては、正しい年金記録（脱退手当金支給期間を含む。以下同じ。）が当時から明らかであったならば選択し得た任意加入の機会が失われている状態となっていることから、年金記録が新たに判明した際には、訂正後の正しい年金記録を前提として、脱退手当金の請求と、任意加入被保険者になることによる老齢年金受給権の確保のいずれかを選択していただく事務処理をやり直すこととする。

その結果として、本人から「当時から正しい年金記録が明らかになっていれば、脱退手当金を請求せず、任意加入被保険者となっていた」旨の意思表示があった場合には、脱退手当金を返還いただくこととし、任意加入を当時行っていたものとして必要な任意加入期間の保険料を納めていただいた場合には、これに対応した年金給付を行うこととする。

2. 本措置の対象となる者

本措置の対象となる者は、現在老齢基礎年金等の受給権を有していない者であって、以下の要件を満たす者である。

(1) 本人が六十歳以上となっている過去のある時点において、日本年金機構（平成二十一年以前は社会保険庁）が管理する年金記録の一部が判明せず、不完全なもの（以下「判明前記録」という。）となっており、当該判明前記録を前提に脱退手当金を請求し、これを受給した者。

(2) 判明前記録を前提とすると、上記（1）における脱退手当金の支給を受けた日（当該脱退手当金を請求した日が判る場合は請求日、以下「基準日」という。）以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳（基準日が平成七年四月一日前である場合は、六十五歳。以下同じ。）に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかったこと。

(3) 基準日後において、それまで判明していなかった基準日前の期間に係る年金記録が判明したこと（当該判明した記録（以下「判明記録」という。）に係る被保険者期間について、記録が判明した日（以下「記録判明日」という。）以後、本通知の施行日（以下「施行日」という。）前に脱退手当金（以下「判明後脱退手当金」という。）を受給している場合を含む。）。

(4) 判明前記録（上記（1）による脱退手当金支給済期間を含む。）に判明

記録を加えた年金記録（以下「判明後記録」という。）を前提とすると、基準日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたならば、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったこと。

(5) 以下のいずれかに該当すること。

(ア) 記録判明日において、七十歳に到達していること。

(イ) 判明前記録から上記（1）による脱退手当金支給済期間を除き、判明記録を加えた年金記録を前提とすると、記録判明日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかったこと。

3. 対象者に係る任意加入の申出の事実認定

日本年金機構において、対象者を把握した場合には、速やかに、当該対象者に本通知による取扱いの内容を丁寧に説明した上で、書面により以下の点について本人の意思の確認を行い、説明から6カ月以内に、すべての点についての意思が確認できた場合には、判明後記録を基準日において知っていたならば脱退手当金を請求せずに任意加入の申出を行っていたとの事実認定を行う。

(ア) 基準日において、判明後記録を知り得ていたならば、脱退手当金請求を行わず、任意加入の申出を行っていたこと。

(イ) 今後2年以内に、下記4. に定める対象保険料を一括又は分割により納付することに同意すること。

(ウ) 今後5年以内に、脱退手当金（対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、脱退手当金及び判明後脱退手当金）を返還することに同意すること。

(エ) 何らかの事由により、対象保険料の納付を行い得なくなった場合には、既に支払った対象保険料については返還を求めることができなくなることと同意すること。

4. 保険料の扱い

上記3. の事実認定があった場合には、基準日以降を任意加入被保険者期間として、本人が老齢基礎年金の受給権を得るのに必要な月数分の保険料（以下「対象保険料」という。）の納付を求めることとする。

なお、強制加入被保険者資格とは異なり、任意加入被保険者資格は本人の申出を要件としていることから、対象保険料については、行政が任意加入の申出を認識し任意加入被保険者として取り扱うこととなった日である3. の事実認定が行われた日の翌日を、国民年金法第百二条第四項による消滅時効の起算日とする。

5. 脱退手当金の扱い

上記3. の事実認定があった時点で、当該脱退手当金の支給決定を遡及して取り消し、当該脱退手当金に係る被保険者期間について保険料納付済期間等に算入することとする。

また、対象保険料の納付中に、何らかの事由により対象保険料の納付ができなくなる場合も想定されることから、既に支給した脱退手当金については、対象保険料の納付が行われた後に、その返還を求めることとする。この場合の脱退手当金の返還請求権の消滅時効の起算日は、脱退手当金の支給決定の取消を行った日の翌日とする。

なお、対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、判明後脱退手当金についても、同様に扱うこととする。

6. 対象保険料の納付後の扱い

対象保険料の全額が納付された場合には、基準日以後任意加入被保険者として各月の保険料を納付していた場合に、老齢基礎年金の受給に必要な納付済期間等を満たした時点から当該受給権が生じていたものとして、老齢基礎年金等の裁定を行い、遡及して年金給付を行う。

なお、この場合には、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第一条又は第二条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条又は第三条の規定に基づく給付を併せて行うこととする。

7. 施行期日及び今後の取扱い

この通知に基づく取扱いは、平成二十三年七月八日より実施することとし、以下の対応を行う。

- (1) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日時点において日本年金機構において把握している者については、施行後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (2) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日以後に日本年金機構において把握した者については、把握後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (3) 施行日以後年金記録の確認を行う各種取組みにより、年金記録が判明した者について、日本年金機構において、本取扱いの対象者に該当することを把握した場合には、記録判明日以降速やかに3. に定める説明等を行うこととする。